

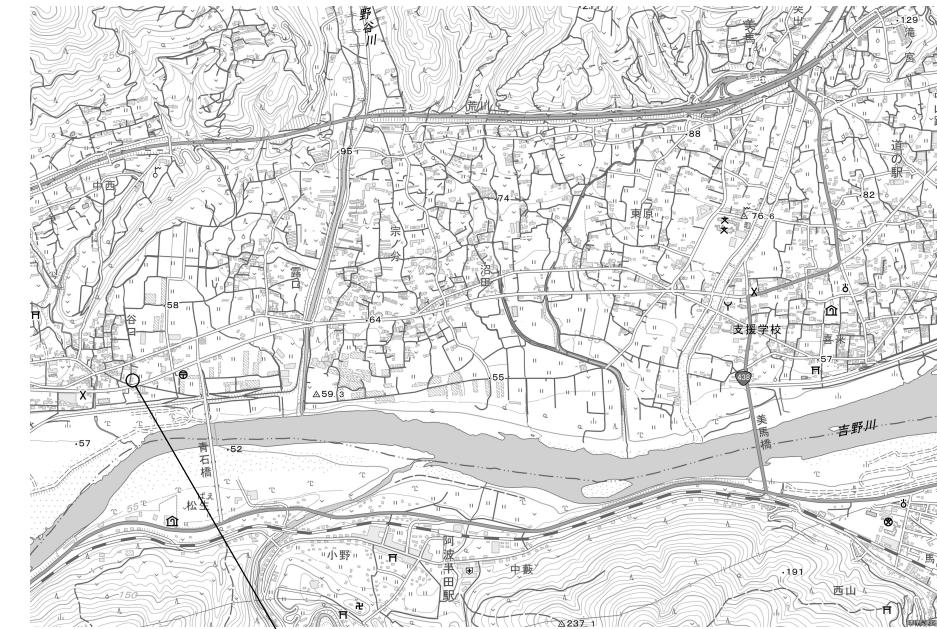
オラレ美馬外壁等改修工事

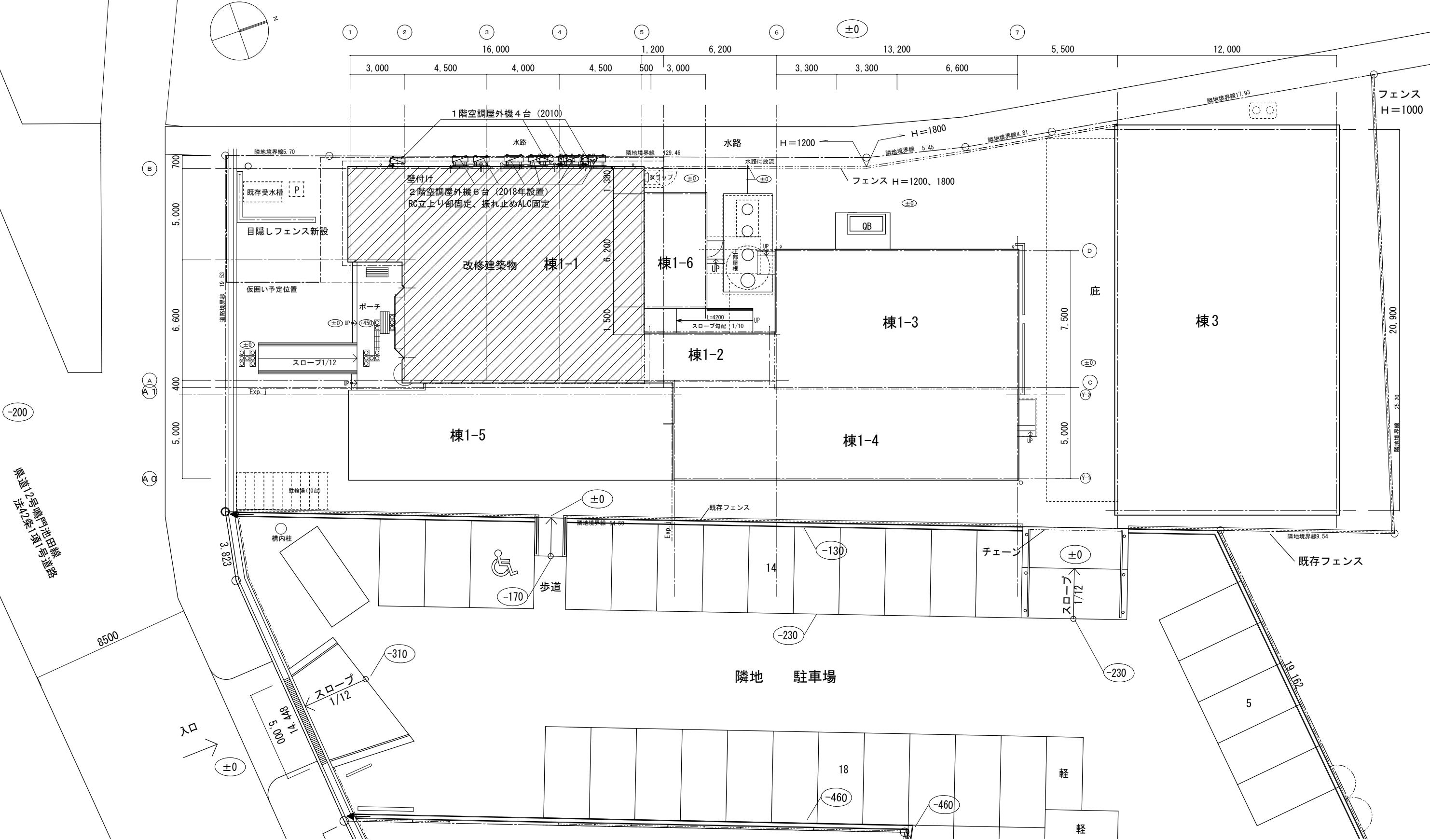
図面目録			
	表紙 図面目録	A-10	現況立面図
A-1	特記仕様書 1	A-11	立面図（改修後）
A-2	特記仕様書 2	A-12	東面立面図・断面図
A-3	特記仕様書 3・案内図	A-13	1・2階改修部平面詳細図
A-4	配置図	A-14	展開図
A-5	仕上げ表	A-15	目隠しフェンス
A-6	1階平面図	-	-
A-7	2階平面図	E-1	既存参考図・幹線動力系統図
A-8	R階現況平面図	W-1	既存参考図・器具表 系統図
A-9	R階平面図（改修後）	W-2	既存参考図・R階平面図

I. 工事概要		項目	特記事項	項目	特記事項
1. 工事名称	オラレ美馬外壁等改修工事		◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。		については、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督員と読み替える、以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。
2. 工事場所	美馬市美馬町宇中通り207-2		◎本工事のうち、下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有したものを選定すること。	(3) コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。	
3. 建物概要	鉄骨造3階建て 延べ面積 845 m ²		◎交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、適時配置すること。	(4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。	
4. 工事種目	改修工事		・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。		
5. 工事区分	建築工事、電気工事、管工事、解体工事		・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。		
6. 工期	工事完成年月日は工事契約書による。		・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。		
II. 建築工事仕様書			・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1ヶ月に監督員へ1部提出しなければならない。		
1章 一般共通事項					
項目	特記事項	2. 工事関係図書	◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。	◎受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。)により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならぬ。	
1. 適用基準等	◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修の下記による。 ①公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)令和7年版(以下「改標仕」という。) ②公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)令和7年版 ③公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)令和7年版 ④公共建築工事標準仕様書(建築工事編)令和7年版(以下「標仕」という。) ⑤建築工事標準詳細図(令和4年版)	◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。	受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならぬ。		
◎設計図書の優先順位は、次の順とする。 (1) 質問回答書(2)から(5)に対するもの (2) 補足説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 公共建築工事標準仕様書(令和7年版)等	◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。	受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。			
◎設計図書の優先順位は、次の順とする。 (1) 質問回答書(2)から(5)に対するもの (2) 補足説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 公共建築工事標準仕様書(令和7年版)等	◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。	受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。			
◎工事実績データの登録 受注者は、請負代金が500万円以上の工事については、受注・変更・竣工・訂正時に、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員に提出して、内容の確認を受けた上、次の期間までに登録機関に登録しなければならない ・受注時は契約後 14日以内(ただし、土・日・祝日等は除く。) ・登録内容の変更時は変更があった日から 14日以内(ただし、土・日・祝日等は除く。) ・竣工時は工事竣工承認後 14日以内(ただし、土・日・祝日等は除く。) ・訂正時は適宜とする。なお変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない 受注者は実績登録完了後登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には速やかに監督員に提示しなければならない。なお、変更時と竣工時の間が14日間に満たない場合は変更の提示を省略出来る	◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。	◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゆん工査が終了するまで存置しておかなければならぬ。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手までの期間に発注者から支給することとする。			
◎暴力団等からの不当介入の排除 1) 請負者は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動団体等の反社会勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否せざるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者及び警察へ報告するものとする。 2) 請負者は、請負者及び所管の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならぬ。 3) 請負者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期内に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められた場合は、「鳴門市工事請負契約約款」(以下「約款」という。)第18条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。 4) 請負者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所管の警察署に提出しなければならない。 5) 請負者は、前項被害により工期内に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に遅れが生じると認められた場合は、請負者は、約款第18条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。	◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。	◎本工事の着手前に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行うこと。 切り回しが必要な場合については、実施時期は、打合せにより決定すること。.			
◎施工条件は次による。 ・工程については、施設管理者と協議の上決定すること。 ・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。 ・工事にあたっては、交通誘導員を配置するなどし、一般交通等に支障を及ぼさないよう充分注意し、施工するものとする。 ・施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。 ・工事を行う上で、撤去移設をようする軽微な障害物の処理で、監督員の認めたものは、本工事の範囲とし、それに要する費用は、請負業者の負担とする。 ・工事実施にあたり、居住者などへの依頼、または周知するべきことについては、工事に先立ち事前に文書掲示および投函などにより、適切に周知すること。	◎工事に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。	◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。 (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 (2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。 (3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 なお、「評価名簿による」と記載されているものは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。			
◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。 ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。 なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。	◎工事に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。	◎受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等(以下「建材等」という)の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された施工計画書及びその説明となる資料を監督員へ提出しなければならない。			
◎本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号最終改正 平成4.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。	◎工事に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。	◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (2) 保溫材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (3) 接着剤は、タルタル酸ジーノーパチル及びタルタル酸ジーエチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (4) 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。			
4. 工事現場管理		◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事の資格を有する者とする。	◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (2) 保溫材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (3) 接着剤は、タルタル酸ジーノーパチル及びタルタル酸ジーエチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (4) 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。		
5. 施工調査		◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要領その他の関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないもの	◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (2) 保溫材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (3) 接着剤は、タルタル酸ジーノーパチル及びタルタル酸ジーエチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (4) 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。		
6. 材料・製品等		◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(3)を満たすものとする。 (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 (2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。 (3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 なお、「評価名簿による」と記載されているものは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。	◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(3)を満たすものとする。 (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 (2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。 (3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 なお、「評価名簿による」と記載されているものは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。		
7. 化学物質を発散する建築材料等		◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (2) 保溫材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (3) 接着剤は、タルタル酸ジーノーパチル及びタルタル酸ジーエチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (4) 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。	◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (2) 保溫材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (3) 接着剤は、タルタル酸ジーノーパチル及びタルタル酸ジーエチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (4) 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。		

2章 仮設工事		3章 防水改修工事																																				
項目	特記事項	項目	特記事項																																			
8. 施工	<p>◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又はポートレース事業課へ問い合わせ、工事に遺漏ないようにすること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること、不都合な工法等を見出した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ぜるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>◎設備機器、配管配線においては、施工前に調査を行い、使用に支障のないよう養生等対応すること。 屋上撤去配管類は事前調査の上、撤去とすること。外部残置配線類は損傷のないよう留意して施工すること。</p>	<p>1. 一般事項</p> <p>◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。</p> <p>工事実施にあたり、既存の敷地境界等の標識、杭の保全に留意すること。</p> <p>2. ベンチマーク</p> <p>◎設計GLの設定は、監督員の指示により決定する。</p> <p>3. 足場等</p> <p>◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。</p> <p>①労働安全衛生法に基づく構造規格</p> <p>②(社)仮設工業会の認定基準</p> <p>また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。</p>	<p>1. 一般事項</p> <p>◎防水下地の乾燥については、高周波水分計による下地水分の測定を行い、使用材料のメーカーの工法と確認し、工事を進めること。</p> <p>2. 塗膜防水</p> <p>◎塗膜を形成する材料は、JIS A 6021の規格品とする。</p> <p>◎工法: L4X 種別:X-1 (立上X-2) カラシゴム系 塗膜防水 施工箇所: 屋上</p> <p>◎プライマー、層間接着用プライマー、補強布、接着剤、通気緩衝シート、シーリング材、仕上げ塗材等は主材料製造所の指定製品とする。</p> <p>◎特記仕様書、改標及び標示以外は、主材料製造所の仕様による。</p> <p>◎ルーフドレンの材質規格: 横引きドレン(RC用塗被覆型)</p> <p>◎脱気装置 3ヶ所</p>																																			
9. 技能士の適用	◎本工事の施行にあたっては、各工事にかかる当該業種の一級又は二級技能士の有資格者を努めて活用するものとする。																																					
10. 設計変更箇所確認	<p>◎工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。</p> <p>◎工事しん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。</p>	<p>◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。</p> <p>届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。</p> <p>届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。</p>	<p>3. 既存下地の補修材料</p>																																			
11. 工事検査及び技術検査	<p>◎鳴門市工事検査規定及び鳴門市工事検査基準に基づき検査を受けること。</p> <p>◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと</p> <p>◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p>	<p>◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業毎に点検を行うこと。</p> <p>◎外部足場(種類: 枠組本足場・単管本足場、仕様: 2枚布、D=90、120cm、シート仕様: 防炎シート1類) ・壁つなぎ間隔(水平方向): 8m以下、鉛直方向: 9m以下 ・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(2.2.4)の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の(2)手すり据置方式により行うこと。 ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。</p> <p>◎内部足場(種類: 脚立足場)</p> <p>◎仮囲い(仕様: 成形鋼板、H= 2000,)</p> <p>◎ゲート(有・無) 仕様: 段階前出入り口部 可動、区画表示)</p> <p>◎足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用されること。また、安全管理も実施すること。</p> <p>◎受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。</p>	<p>4. シーリング</p> <p>◎シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。</p> <p>◎プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。</p> <p>◎監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。</p> <p>◎シーリング面への仕上塗材仕上げ等を(行う・行わない)。</p> <p>◎外部に面するシーリング材は、施工に先立ち(簡易接着性試験・引張接着性試験)を行う。</p> <p>◎種類及び施工箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>シーリング材の種類</th> <th>施工箇所</th> <th>目地寸法</th> <th>接着性試験(引張、簡易)</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <th>記号</th> <th>主成分及び硬化機構による区分</th> <th>幅</th> <th>深さ</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>MS-2</td> <td>変成シリコーン</td> <td>サンディング、RC取合</td> <td>20</td> <td>15 簡易</td> </tr> <tr> <td>PU-2</td> <td>ポリウレタン系</td> <td>ALC目地</td> <td>20</td> <td>15 簡易</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>打ち替え</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>打ち替え</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>*目地サイズは既存による 表記は想定サイズ</td> </tr> </tbody> </table>	シーリング材の種類	施工箇所	目地寸法	接着性試験(引張、簡易)	備考	記号	主成分及び硬化機構による区分	幅	深さ		MS-2	変成シリコーン	サンディング、RC取合	20	15 簡易	PU-2	ポリウレタン系	ALC目地	20	15 簡易					打ち替え					打ち替え					*目地サイズは既存による 表記は想定サイズ
シーリング材の種類	施工箇所	目地寸法	接着性試験(引張、簡易)	備考																																		
記号	主成分及び硬化機構による区分	幅	深さ																																			
MS-2	変成シリコーン	サンディング、RC取合	20	15 簡易																																		
PU-2	ポリウレタン系	ALC目地	20	15 簡易																																		
				打ち替え																																		
				打ち替え																																		
				*目地サイズは既存による 表記は想定サイズ																																		
12. 完成図等	<p>◎提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> 竣工図(製本 A3版 3部とする。) 工事写真(写真機2部(着手前・工事中・竣工)、電子データ1部) 使用材料一覧表(1部、うち電子データ1部) 保全に関する資料。 <p>◎竣工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。 竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-Rに保存する。</p> <p>◎工事写真の電子データはしゅん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。 しゅん工写真については、工事目的物の状態が、資材、施工状況等については、不可視不文の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>サイズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着工前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>工事中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>竣工</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>※提出部数は指し部数とする。</p> <p>◎工事完成撮影は、専門家によるものとする。</p> <p>◎本工事に伴う諸官公署への各種申請は、請負業者が行うものとし費用(完了検査手数料等)については工事請負者の負担とする。</p>	区分	サイズ	着工前	カラー、手札版又はサービスサイズ	工事中	カラー、手札版又はサービスサイズ	竣工	カラー、手札版又はサービスサイズ	<p>4. 養生</p> <p>◎既存部分の養生範囲は工事実施全室。(養生方法: 養生シート、居室脚立足場下部はシート+合板養生)</p> <p>◎工事中仮間仕切り、通路養生は、施設運営者と協議のこと</p>	<p>5. 防水保証</p> <p>◎監督員事務所は(設ける(面積 m²程度)・設けない)</p>	<p>6. その他</p> <p>◎防水工事完了後は、() (3・5・7・10)年間の防水工事性能保証書を提出すること。</p> <p>◎屋上配管機器類撤去等 撤去材と残置機器区分に関しては監督員と協議、確認の上実施すること 施設運営中工事のため 残置配線類の養生に留意のこと</p> <p>笠木取替え工事は、立上り高さが低いため、充分な安全対策を講じること</p>																										
区分	サイズ																																					
着工前	カラー、手札版又はサービスサイズ																																					
工事中	カラー、手札版又はサービスサイズ																																					
竣工	カラー、手札版又はサービスサイズ																																					
13. 火災保険	<p>◎対象物 工事目的物及び検査済材料(支給材料を含む)について付保すること。</p> <p>◎付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 (1)杭及び基礎工事 (2)コンクリート軸体工事 (3)屋外付帯工事 (4)その他実状を判断の上、必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)</p> <p>◎付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は軸体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。 また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。</p> <p>◎保険終期 工事完成工期日に14日を加えた期日とする。 なお、工期延伸した場合には、保険の期間も延長すること。</p> <p>◎その他 (1)建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。 (2)付保する時期以降に出来高払いを行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること。</p>	<p>5. 監督員事務所</p> <p>◎既存電力利用(出来る・出せない)、電力料金(有償・無償) ただし、施設管理者と協議すること。</p> <p>◎既存用水利用(出来る・出せない)、用水料金(有償・無償)</p> <p>◎同用地は、(図示の場所に・用意していなし)ので業者にて設けること。</p> <p>◎工事実施中、本施設は使用する。施設利用者が安全に使用できるよう配慮すること。 看板等にて実施工事の案内、周知を行う。 バリア等にて作業区画の分離等、監督員と協議の上作業実施のこと。</p> <p>◎施設運営者と協議の上、工事日程を調整すること。 解体等騒音の有る工事、停電、断水等施設運営に支障のある時は協議の上、日程を調整のこと</p> <p>◎資材搬入用揚重機設置等にて、道路占有の必要がある場合は施工者にて許可等の対応を行うこと。 警備員を配置等、安全対策を充分に行うこと</p>																																				

4章 外壁改修工事		6章 内装改修工事		10章 鉄筋工事																																																	
項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																																																
1. 外壁改修の施工数量及び調査方法	<p>◎当工事の積算計上数量は、1階部分等可視部分の調査数量(作図表示)を基準として、全体数量との面積比率により算定した数量を計上している。</p> <p>◎足場設置後、施工前数量調査を実施すること</p> <p>◎施工数量は、足場設置後の全体実施調査により監督員が承諾し確定した数量に基づき設計変更を行う。(設計変更単価は、市単価で行う)</p> <p>◎調査に先立ち、調査内容及び方法等の計画書を作成し監督員の承諾を得ること。また、調査方法等で専門知識が必要な場合は、各工法・材料の専門技術者(製造所等)に依頼すること。</p>	1. せっこうボードその他ボード及び合板張り	<table border="1"> <thead> <tr> <th>材種・規格品</th><th>施工箇所</th><th>工法</th><th>厚さ (mm)</th><th>不燃材等 の区分</th><th>小ねじ・釘 ・接着剤の 種類</th><th>下地の 種類</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>せっこうボード JIS A 6901の規格品</td><td>壁 天井</td><td>継目処理</td><td>12.5 9.5</td><td>不燃 準不燃</td><td></td><td>既存LGS</td><td></td></tr> <tr> <td>耐水せっこうボード JIS A 6901の規格品</td><td>WC壁</td><td>継目処理</td><td>12.5</td><td>不燃</td><td></td><td>既存LGS</td><td></td></tr> <tr> <td>化粧せっこうボード トラバーチン模様 JIS A 6901の規格品</td><td>天井</td><td>突付</td><td>9.5</td><td>準不燃</td><td></td><td>既存LGS</td><td></td></tr> </tbody> </table>	材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ (mm)	不燃材等 の区分	小ねじ・釘 ・接着剤の 種類	下地の 種類	備考	せっこうボード JIS A 6901の規格品	壁 天井	継目処理	12.5 9.5	不燃 準不燃		既存LGS		耐水せっこうボード JIS A 6901の規格品	WC壁	継目処理	12.5	不燃		既存LGS		化粧せっこうボード トラバーチン模様 JIS A 6901の規格品	天井	突付	9.5	準不燃		既存LGS		1. 材料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>規格番号</th><th>規格名称</th><th>種類の記号</th><th>径(mm)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JIS G 3112</td><td>鉄筋コンクリート用棒鋼</td><td>SD295A</td><td>D16以下</td></tr> <tr> <td>—</td><td>建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋</td><td>SD345</td><td>D19以上</td></tr> <tr> <td>JIS G 3551</td><td>溶接金網及び鉄筋格子</td><td>網目の形状:</td><td>寸法: 径:</td></tr> </tbody> </table>	規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)	JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295A	D16以下	—	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	SD345	D19以上	JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状:	寸法: 径:
材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ (mm)	不燃材等 の区分	小ねじ・釘 ・接着剤の 種類	下地の 種類	備考																																														
せっこうボード JIS A 6901の規格品	壁 天井	継目処理	12.5 9.5	不燃 準不燃		既存LGS																																															
耐水せっこうボード JIS A 6901の規格品	WC壁	継目処理	12.5	不燃		既存LGS																																															
化粧せっこうボード トラバーチン模様 JIS A 6901の規格品	天井	突付	9.5	準不燃		既存LGS																																															
規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)																																																		
JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295A	D16以下																																																		
—	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	SD345	D19以上																																																		
JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状:	寸法: 径:																																																		
2. 外壁改修工法の種類及び材料	<p>◎外壁 コンクリート、A L C下地部 ・下地拳動緩衝材塗布 アクリルゴム系化粧防水材 メーカー標準仕様 SH</p> <p>◎外壁 タイル面 ・ひび割れ部下地処理 アクリルウレタン系化粧防水材 メーカー標準仕様</p> <p>◎下地調整仕様 実施前に、外壁既存仕上との適合確認を行うこと。</p> <p>◎西面設置空調機器屋外機の養生を行うこと 工事実施期間中も 稼働を想定</p> <p>◎西面設置、電気配管 損傷の無いよう留意すること。引込線養生は専門業者により行うこと。</p> <p>1F、2F部外壁設置配線は、添付 既存動力幹線系統図を参照</p>	2. 接着剤	<p>◎壁纸施工用でん粉系接着剤、ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p>	2. 材料試験	<p>◎材料試験は行わない。ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。</p>																																																
5章 塗装改修工事		3. その他	<p>・WC床 複層ビニル床シート t 2.5 多湿部仕様 熱溶接工法</p>	3. 鉄筋の継手及び定着	<p>◎鉄筋の継手は(重ね継手・ガス圧接継手・機械式継手・溶接継手)とする。</p>																																																
				4. 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔	<p>◎鉄筋の折曲げ形状及び寸法は、標仕・表5.3.1による。</p> <p>◎鉄筋の定着方法及び長さは標仕・表5.3.4による。</p> <p>◎梁貫通孔補強形式 鉄筋コンクリート構造配筋基準図による。</p> <p>◎柱、梁の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、標仕表5.3.6の数値に10mmを加えた数値を標準とする。</p> <p>◎目地がある場合のかぶりは、目地底からの寸法とする。</p>																																																
				11章 コンクリート工事																																																	
項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項																																																
1. 一般事項	<p>◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。</p> <p>◎塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。</p> <p>◎ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p>	1. 目隠しフェンス	<p>◎建築基準法に基づき定められた区分等 基準風速 $V_0 = (36) \text{ m/s}$</p> <p>◎取付工法は、専門業者の仕様による。</p>	1. 一般事項	<p>◎コンクリートの種別 ・I類(JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート)</p>																																																
2. 耐候性塗料(DP)	<p>区分</p> <table border="1"> <tr> <td>工程種別</td><td>素地ごしらえ</td><td>上塗りの等級</td><td>備考</td></tr> <tr> <td>鉄面</td><td>A種</td><td>A種</td><td>1級 ドレイン、ドレン呼管</td></tr> </table> <p>○鉄面、亜鉛めっき面、コンクリート面等に区分。</p>	工程種別	素地ごしらえ	上塗りの等級	備考	鉄面	A種	A種	1級 ドレイン、ドレン呼管	2. とい	<p>◎参考品番図示参照 同等品以上可 ・四国化成建材、GTF8型 ・三協アルミ レジアTL-1型</p>		<p>◎設計基準強度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コンクリートの種類</th><th>設計基準強度 F_c (N/mm²)</th><th>調合管理 強度 F_n (N/mm²)</th><th>スランプ (cm)</th><th>強度試験の 有無</th><th>種別</th><th>気乾単位 容積重量 (t/m³)</th><th>適用箇所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通</td><td>21</td><td>21 + S</td><td>15</td><td>有</td><td>-</td><td>2.3</td><td>基礎</td></tr> </tbody> </table>	コンクリートの種類	設計基準強度 F _c (N/mm ²)	調合管理 強度 F _n (N/mm ²)	スランプ (cm)	強度試験の 有無	種別	気乾単位 容積重量 (t/m ³)	適用箇所	普通	21	21 + S	15	有	-	2.3	基礎																								
工程種別	素地ごしらえ	上塗りの等級	備考																																																		
鉄面	A種	A種	1級 ドレイン、ドレン呼管																																																		
コンクリートの種類	設計基準強度 F _c (N/mm ²)	調合管理 強度 F _n (N/mm ²)	スランプ (cm)	強度試験の 有無	種別	気乾単位 容積重量 (t/m ³)	適用箇所																																														
普通	21	21 + S	15	有	-	2.3	基礎																																														
3. 合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)	<p>区分</p> <table border="1"> <tr> <td>種別</td><td>素地ごしらえ</td><td>備考</td></tr> <tr> <td>木部</td><td>B種</td><td>B種 点検口枠</td></tr> </table>	種別	素地ごしらえ	備考	木部	B種	B種 点検口枠	3. 笠木	<p>◎たて樋 材種 (VPカラー管) 支持金物 SUS製市場品。</p> <p>◎樋は、取付け完了後、清掃し、通水試験を行う。</p>		<p>◎構造体コンクリートの調合管理強度は、設計基準強度(F_c)に構造体強度補正値(S)を加えた値とする。なお、構造体強度補正値(S)は、標仕表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齡28日までの予想平均気温に応じて定める。</p>																																										
種別	素地ごしらえ	備考																																																			
木部	B種	B種 点検口枠																																																			
		8章 土工事			<p>◎コンクリートの強度試験 コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。</p> <p>・第4回強度確認 原則、第3者機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。 ただし、第3者機関以外で行う場合は、立ち会い者を定め、監督員の承認を受け、行うこととする。 なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。</p>																																																
		9章 地業工事	特 記 事 項																																																		
		1. 一般事項	<p>◎排水、排土等は産業廃棄物に該当するため、関係法令に基づき適正に処理すること。</p>																																																		
		2. 砂利・砂・割り石	<p>◎材料は、市場品とする。 ◎砂利及び砂地業 ・砂利は、(切込砂利・切込碎石・再生クラッシャラン)とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>使用部位</th><th>厚さ</th><th>粒度範囲</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>切込砂利</td><td>-</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>切込碎石</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>再生クラッシャラン</td><td>基礎部 ローブ部、土間コンクリート下部等</td><td>図示</td><td>C40</td></tr> </tbody> </table> <p>・締固めは、ランマー3回突き、振動コンパクター2回締め又は振動ローラー締めとする。締固めによる凹凸は目づぶし砂利で上均しをする。</p> <p>・厚さが300mmを越える場合は、300mmごとに締固めを行う。</p> <p>◎締め固め機械の選定に当たっては、地質の状況を検討し監督員の承諾を得ること。</p>	種別	使用部位	厚さ	粒度範囲	切込砂利	-			切込碎石				再生クラッシャラン	基礎部 ローブ部、土間コンクリート下部等	図示	C40																																		
種別	使用部位	厚さ	粒度範囲																																																		
切込砂利	-																																																				
切込碎石																																																					
再生クラッシャラン	基礎部 ローブ部、土間コンクリート下部等	図示	C40																																																		





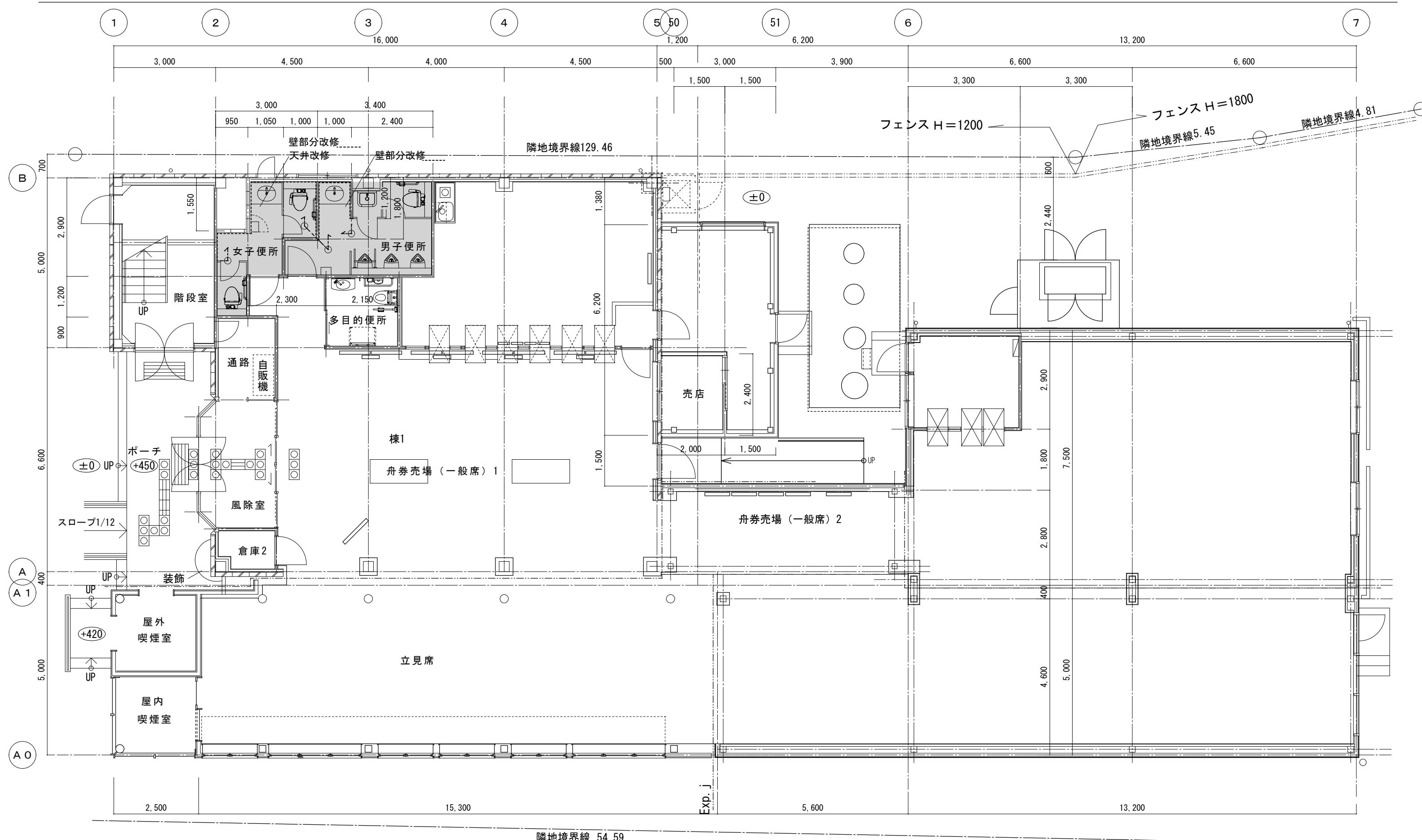
外部仕上					
屋上	現況	改修仕様		現況	改修
平場	防水押コンクリート アスファルト目地切	高圧水洗 収縮目地撤去シーリング、下地調整樹脂モルタル塗 ケルタンゴム系塗膜防水 絶縁工法 表面塗装仕上	外壁 西面	ALC下地 吹付タイル	外壁調査、損傷部下地対応 下地調整、アクリルゴム系化粧防水
立上り部 四周	モルタル金コテ仕上	高圧水洗 モルタルクラック部Uカットシーリング 下地調整樹脂モルタル塗 ケルタンゴム系塗膜防水 密着工法 表面塗装仕上	〃 西面一部	ALC下地 タイル貼	外壁調査、損傷部下地対応 下地調整、アクリルウレタン系化粧防水
設備基礎等立上り部	コンクリート粗面	〃 "	〃 南面	ALC下地 タイル貼	〃 〃
笠木	アルミ笠木	既存撤去、天端防水完了後新設復旧 W200	-	-	-
ルートレイン	鋳鉄製コナー型	清掃の上改修用ドレン設置 外壁部落ち口 DP塗	巾木 西面	モルタル下地 吹付タイル	外壁調査、損傷部下地対応 下地調整、アクリルゴム系化粧防水
屋上既存配管、配線類	鋼板ラッキンク [®] 配管 空調機器用配線、配管	空調用配管類撤去、処分 アンテナ機器、付属配線等 養生の上実施	縦樋	塩ビ製 集水器付	撤去新設再設置 カーブVP 100Φ
			外壁部空調屋外機	空調機器類は残置、養生の上実施	配管可能距離移動、機器裏側外壁塗装
			-	-	-

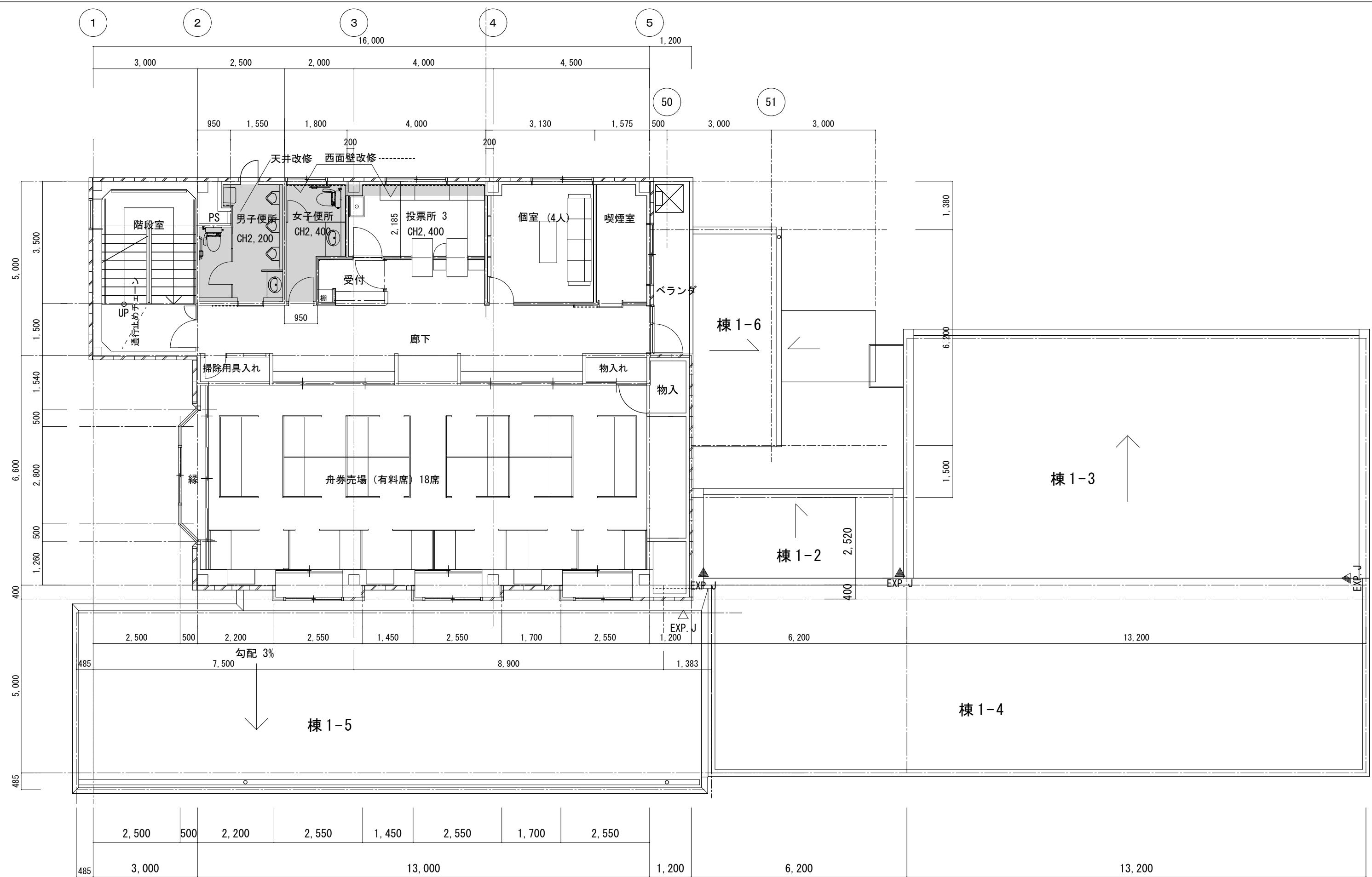
内部仕上 (改修部)									壁仕上げ材改修に伴い、コンセントPL等、撤去、再取付けを行うこと		認定番号・ビニールクロス貼: QM-9412	
室名			床	巾木	壁	天井	廻縁	天井高	備考			
1F	女子便所	現状	長尺塩ビシート貼	撤去	塩ビ製巾木	撤去	石膏ボード下地ビニールクロス貼 図示部 撤去	化粧石膏ボード張 一部石膏ボード下地ビニールクロス貼	撤去	既存流用 塩ビ製	2,400	既存点検口有 鏡 取替え
		改修後	防滑性長尺塩ビシート貼 t 2.5 新設	塩ビ製巾木 H100	新設	耐水石膏ボード t 12.5 下地ビニールクロス貼 図示部 新設	化粧石膏ボード張 t 9.5	新設				
	男子便所	現状	長尺塩ビシート貼	塩ビ製巾木	塩ビ製巾木	石膏ボード下地ビニールクロス貼 図示部 撤去	石膏ボード下地ビニールクロス貼	石膏ボード下地ビニールクロス貼	既存	既存 塩ビ製	2,400	鏡 取替え
		改修後	既存のまま 美装	既存のまま 美装	既存のまま 美装	耐水石膏ボード t 12.5 下地ビニールクロス貼 図示部 新設	既存のまま 美装	既存のまま 美装	既存			
2F	男子便所	現状	長尺塩ビシート貼	塩ビ製巾木	塩ビ製巾木	タイル貼り 100角	石膏ボード下地ビニールクロス貼 仕上げ撤去	石膏ボード下地ビニールクロス貼 仕上げ撤去	既存流用 塩ビ製	2,400	既存点検口有	
		改修後	既存のまま 美装	既存のまま 美装	既存のまま 美装	既存のまま 美装 欠損部補修 1枚	既存のまま 美装 欠損部補修 1枚	ビニールクロス貼替え 一部下地石膏ボード下地 t 12.5張替え (西側)	新設			
	投票所 3	現状	カーペット敷き	塩ビ製巾木	撤去	石膏ボード下地ビニールクロス貼 図示部 撤去	石膏ボード下地ビニールクロス貼 図示部 新設	化粧石膏ボード張	既存 塩ビ製	2,400	-	
		改修後	既存のまま 美装	塩ビ製巾木 H60	新設	石膏ボード t 12.5 下地ビニールクロス貼 図示部 新設	既存のまま 美装	既存のまま 美装	既存 塩ビ製	2,400		
	女子便所	現状	長尺塩ビシート貼	塩ビ製巾木	塩ビ製巾木	石膏ボード下地ビニールクロス貼	石膏ボード下地ビニールクロス貼	化粧石膏ボード張	既存流用 塩ビ製	2,400		
		改修後	既存のまま 美装	既存のまま 美装	既存のまま 美装	西面 ビニールクロス貼替え 図示部	既存のまま 美装	既存のまま 美装	既存 塩ビ製	2,400		

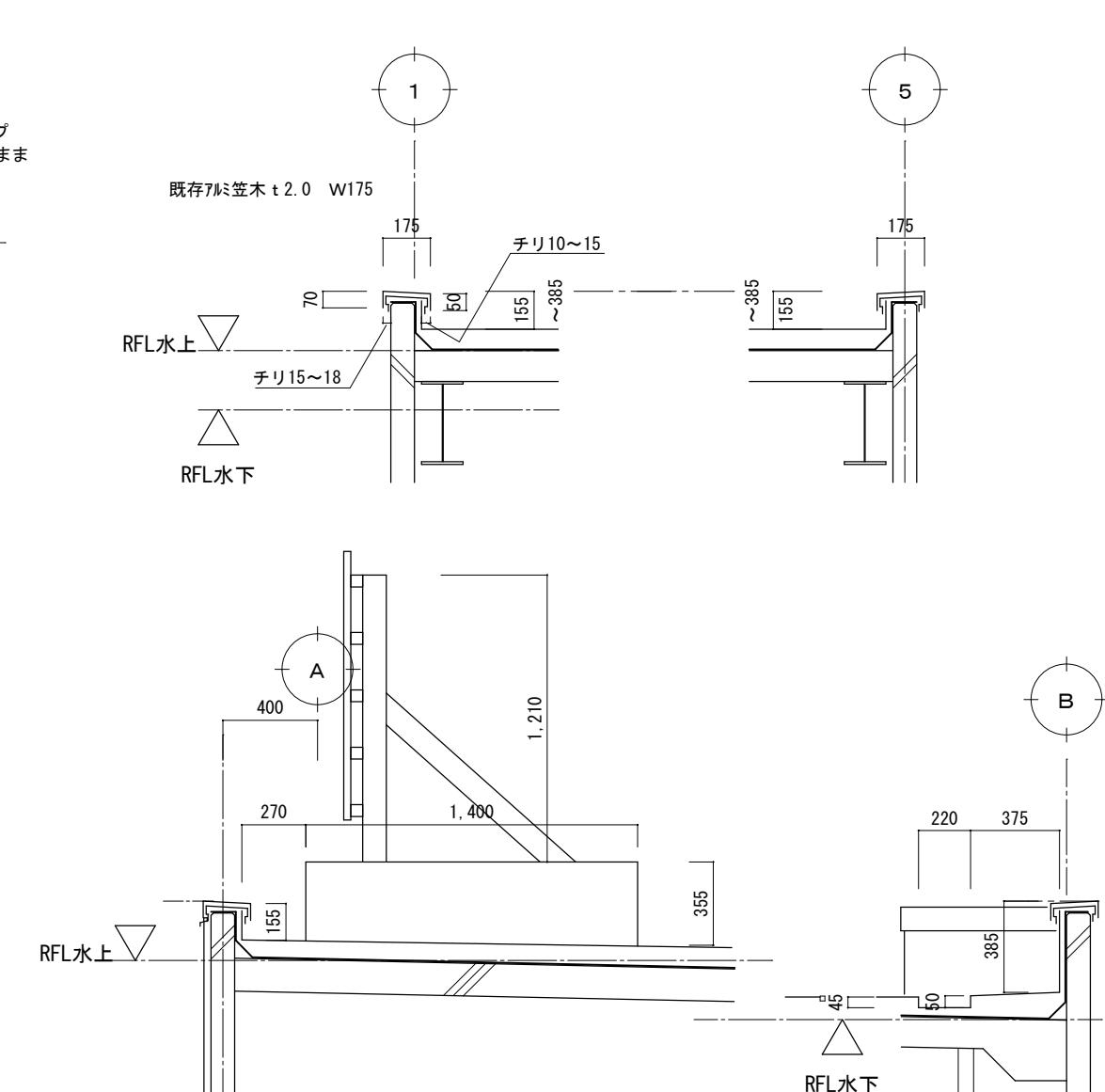
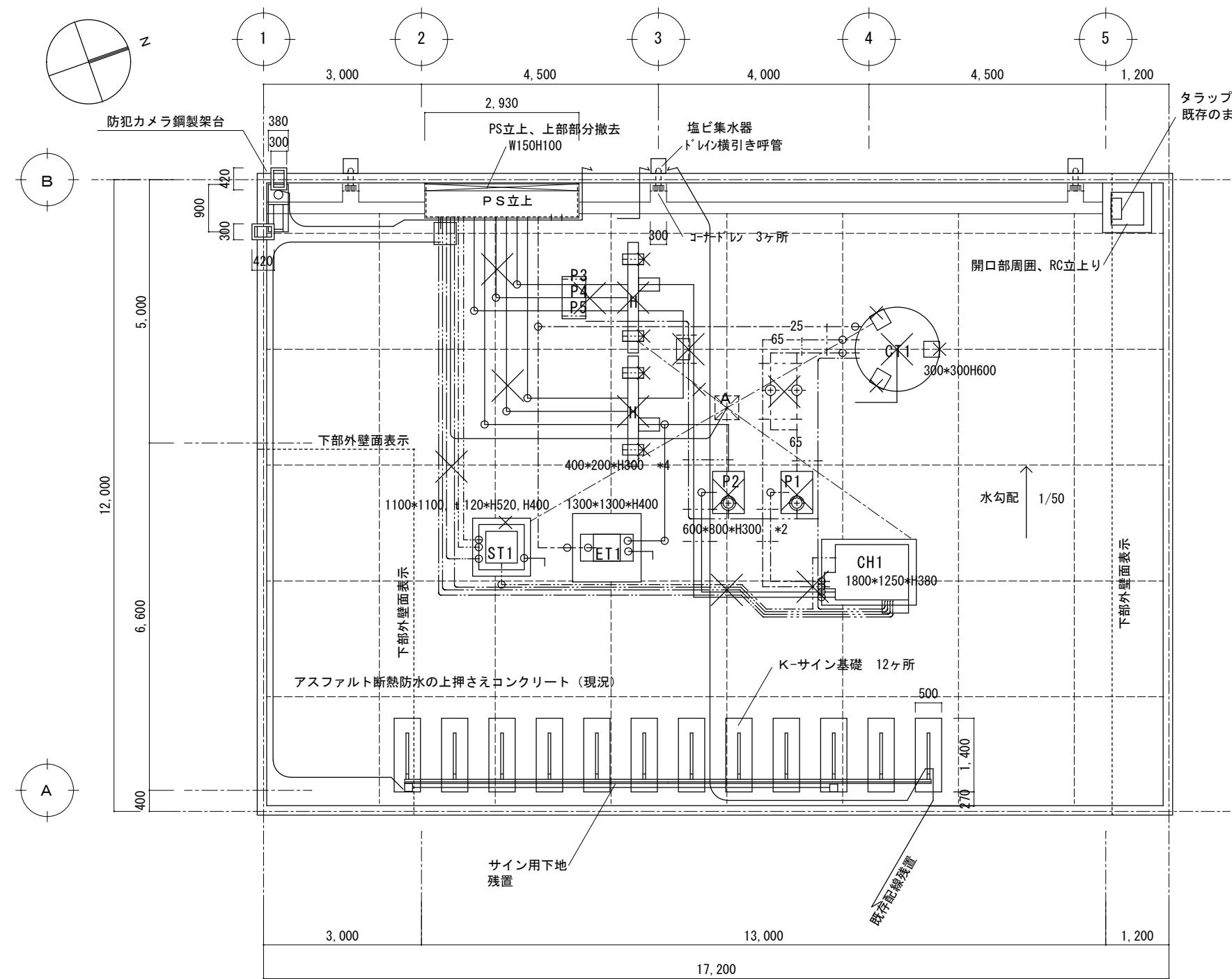
<認定番号>

- ・けい酸カルシウム板: NM-8578・石膏P. B t=12.5 : NM-8619化粧石膏P. B t=9.5 : QM-0524
- ・化粧けい酸カルシウム板: NM-422石膏P. B t=9.5 : QM-9828・メラミン不燃化粧板 t=3 : NM-2183
- ・耐水PB t=12.5 : QM-9826 ・ビニールクロス貼: QM-9412

鳴門市企業局ポートレース事業課	工事名	オラレ美馬外壁等改修工事	縮尺 -	M. T. S. プラン 徳島県鳴門市大麻町萩原字川原/上38番地 1級建築士事務所 徳島県知事登録第21040号 一級建築士 森 茂代 第188857号	図面 No. A-5
	図面名	仕上表	年.月.日		

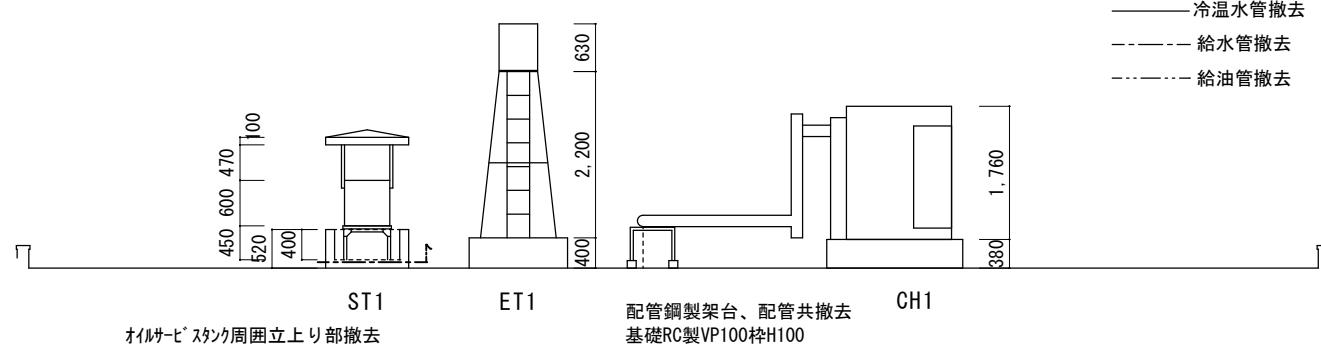




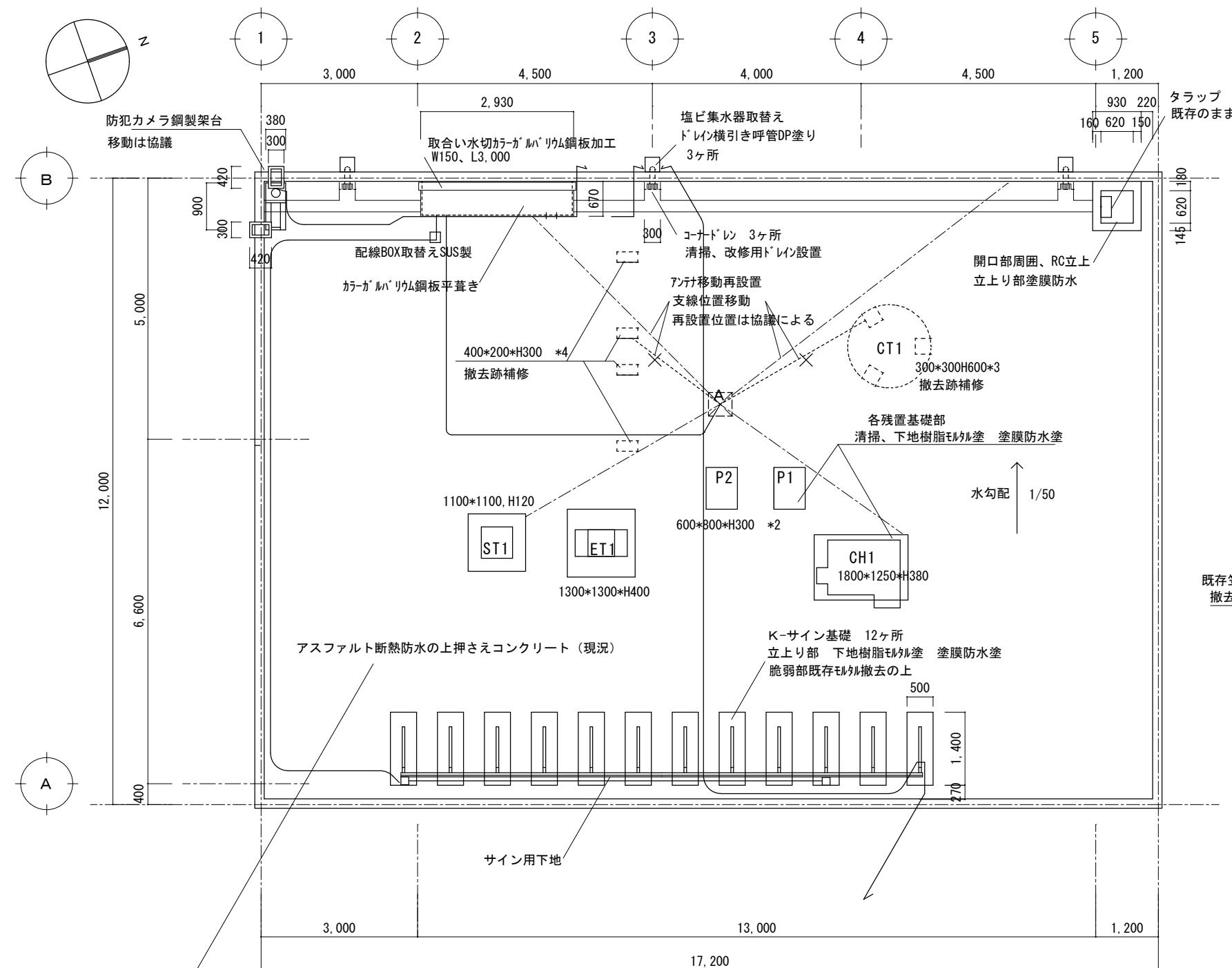


現況断面図 1/30

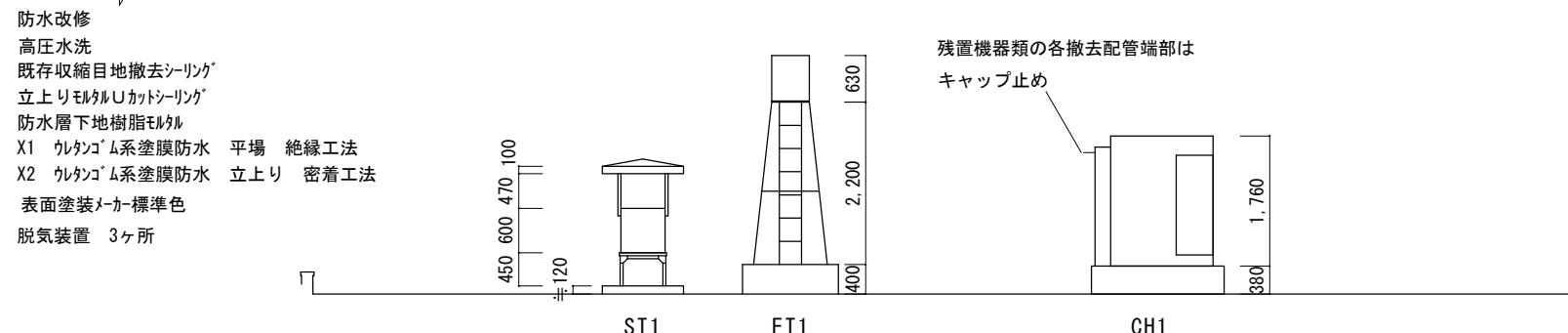
R階 現況平面図 1/100



記号	名 称	現 態 サイズ [°] W*D*H mm	基 础 W*D*H mm	-
CH1	ウォーターヒーター	1390+210*1050+250*1760	1800*1250*H380	残置
CT1	ケーリングタワー	架台Φ1620*H1160 +本体	300*300*H600 *3	基礎共撤去
P1	冷却水ポンプ	-	600*800H300	基礎残置
P2	冷温水一次ポンプ	-	600*800H300	基礎残置
P3P4P5	冷温水二次ポンプ	ラッキンガハバ -450*360*L800	配管架台 *2	撤去
P6	オイルポンプ	-	-	-
ST1	オイルサービスタンク	600*600*H600、架台Φ640*H450 傘1110*1110*H100+立上470	外径1100*1100*H520 t 120 内径870*870*H400	本体残置 周囲立上り部撤去
ET1	膨張タンク	500*500*H630架台1000*510*H2200	1300*1300*H400	残置
H	温水ヘッダー	外径Φ210*L2100	400*200*H300 各2	基礎残置
A	衛星アンテナ	-	鋼製PL 600角	残置
K	サイン用基礎	□-95*60*H1200	510*1400*H350 12ヶ所	残置



R階 平面図 (改修後) 1/100



鳴門市企業局ポートレース事業課

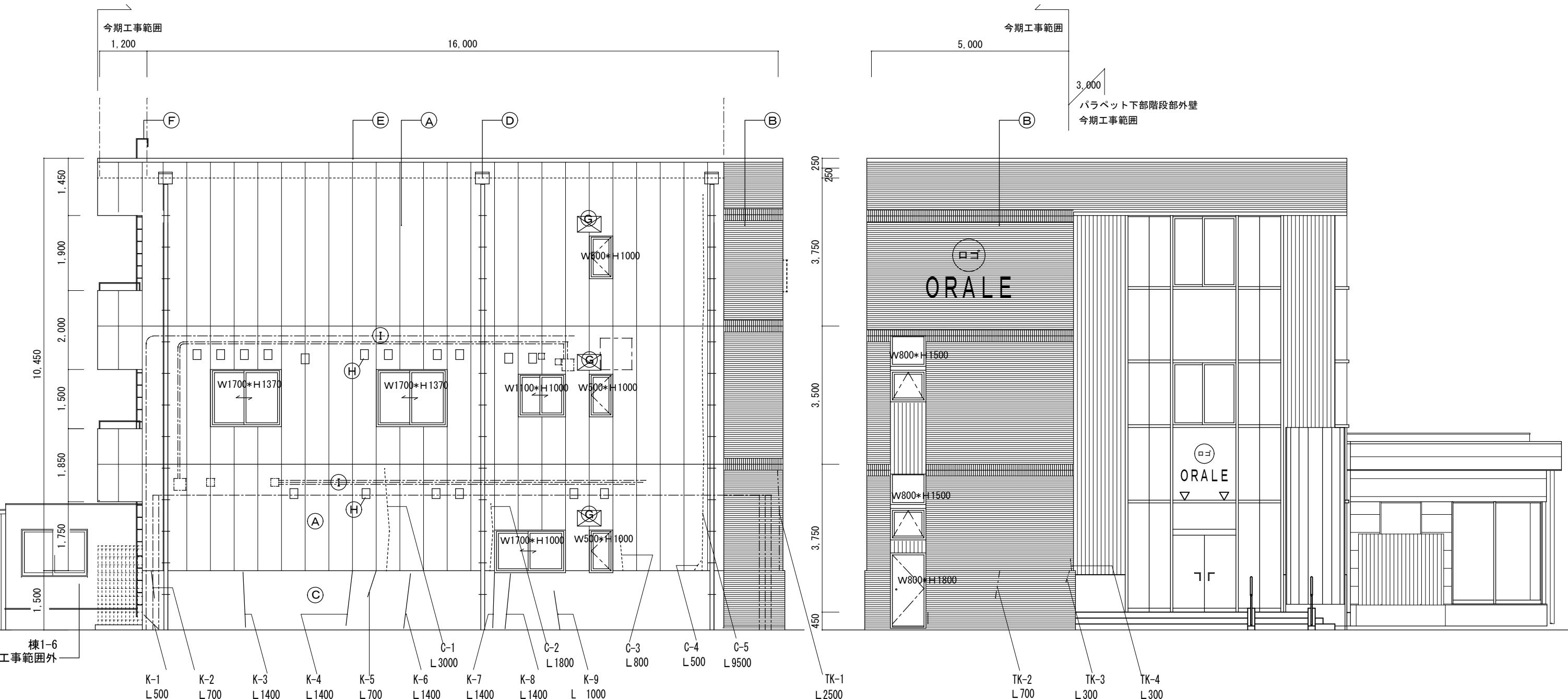
工事名	オラレ美馬外壁等改修工事
図面名	R階 平面図 (改修後)

記号	名称	現況サイズ ^{W*D*H} mm	基礎	W*D*H mm	...
CH1	カーテーヒーターラー	1390+210*1050+250*1760	1800*1250*H380		残置
CT1	ケーリングタワー	架台Φ1620*H1160 +本体	300*300*H600 *3		基礎共撤去
P1	冷却水ポンプ	-	600*800H300		基礎は残置
P2	冷温水一次ポンプ	-	600*800H300		基礎は残置
P3P4P5	冷温水二次ポンプ	ラッキンガカバ-外径450*360*L800	配管架台 *2		撤去
P6	オイルポンプ	-	-		-
ST1	オイルサービスタンク	600*600*H600、架台Φ640*H450 傘1110*1110*H100+立上470	外枠1100*1100*H520 t 120		本体残置
ET1	膨張タンク	500*500*H630架台1000*510*H2200	1300*1300*H400		残置
H	温水ヘッダー	外径Φ210*L2100	400*200*H300 各2		基礎共撤去
A	衛星アンテナ	支持支線、四方有り	鋼製PL 600角		移動再設置
K	サイン用基礎	□-95*60*H1200	510*1400*H350 12ヶ所		残置

空調設備配管撤去、接続部類、配管鋼製架台共
弱電 各配線、配管は残置 空調各配線 通電確認後報告の上 撤去
配管撤去部の本体取合い部はキャップ止め

空調各配線 通電確認後報告の上 撤去

空調各配線 通電確認後報告の上 撤去</



現況西面立面図 1/100

現況南面立面図 1/100

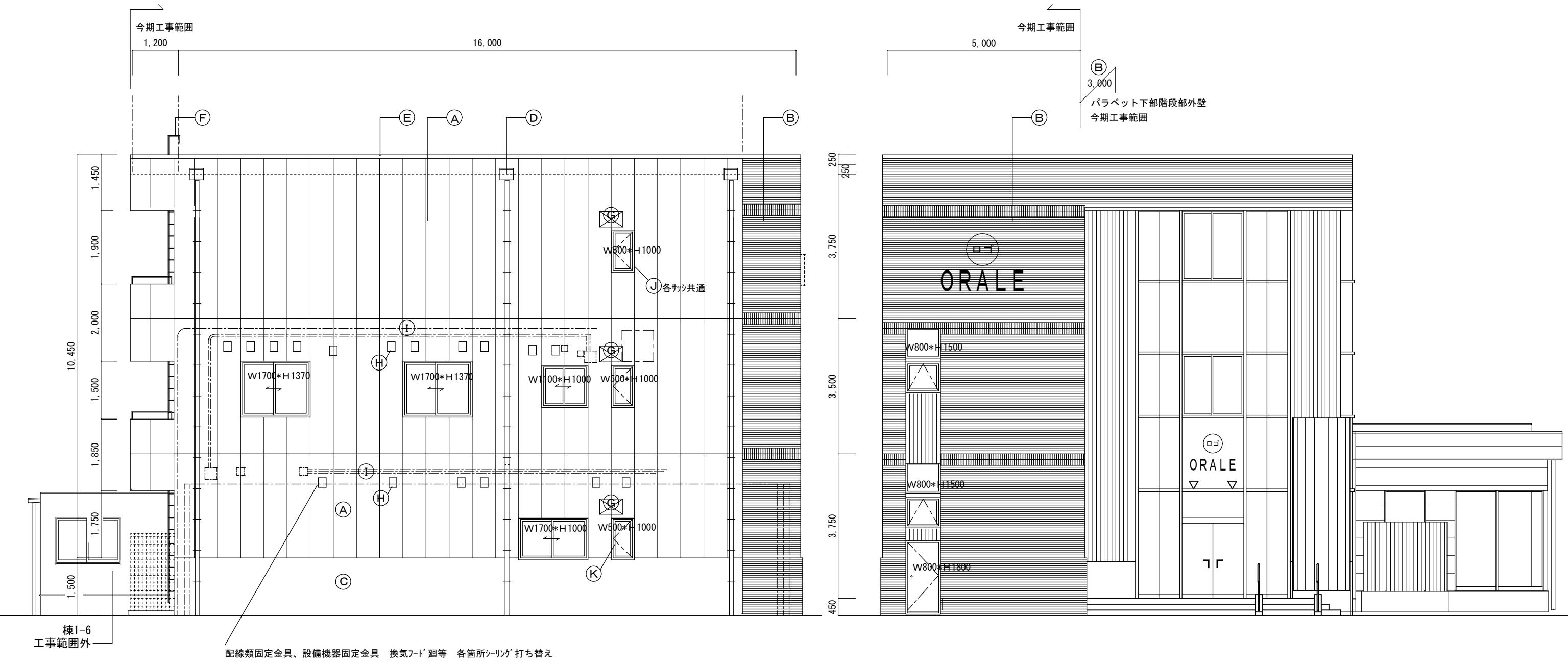
記号	仕上(既存)	記号	仕上(既存)
(A)	A L C版 t100タテ貼 吹付タイル	(G)	既存排気口
(B)	A L C版 t100タテ貼 外装タイル貼	(H)	既存換気フード
(C)	コンクリート打放シ吹付タイル	(I)	既存配管・電気、給水
(D)	タテ樋 塩ビ VP 100φ・塩ビ製集水器		
(E)	アルミ笠木		
(F)	SUSタラップ		

凡例	記号	損傷状況・補修仕様	西面	南面	東面	計	想定数量
/	K-	コンクリートクラック 亀裂補修 (巾0.2mm~1.0mm) ・下地挙動緩衝材塗布	9.9 m	-	-	9.9 m	10.0m
\	C-	ALCクラック 亀裂補修 (巾0.2mm~1.0mm) ・下地挙動緩衝材塗布	15.6 m	-	-	15.6 m	78.0m
—	TK-1	タイルクラック 亀裂補修 (巾0.2mm~1.0mm) ・ひび割れ部下地処理	2.5 m	1.3 m	0.3 m	4.1 m	24.6m

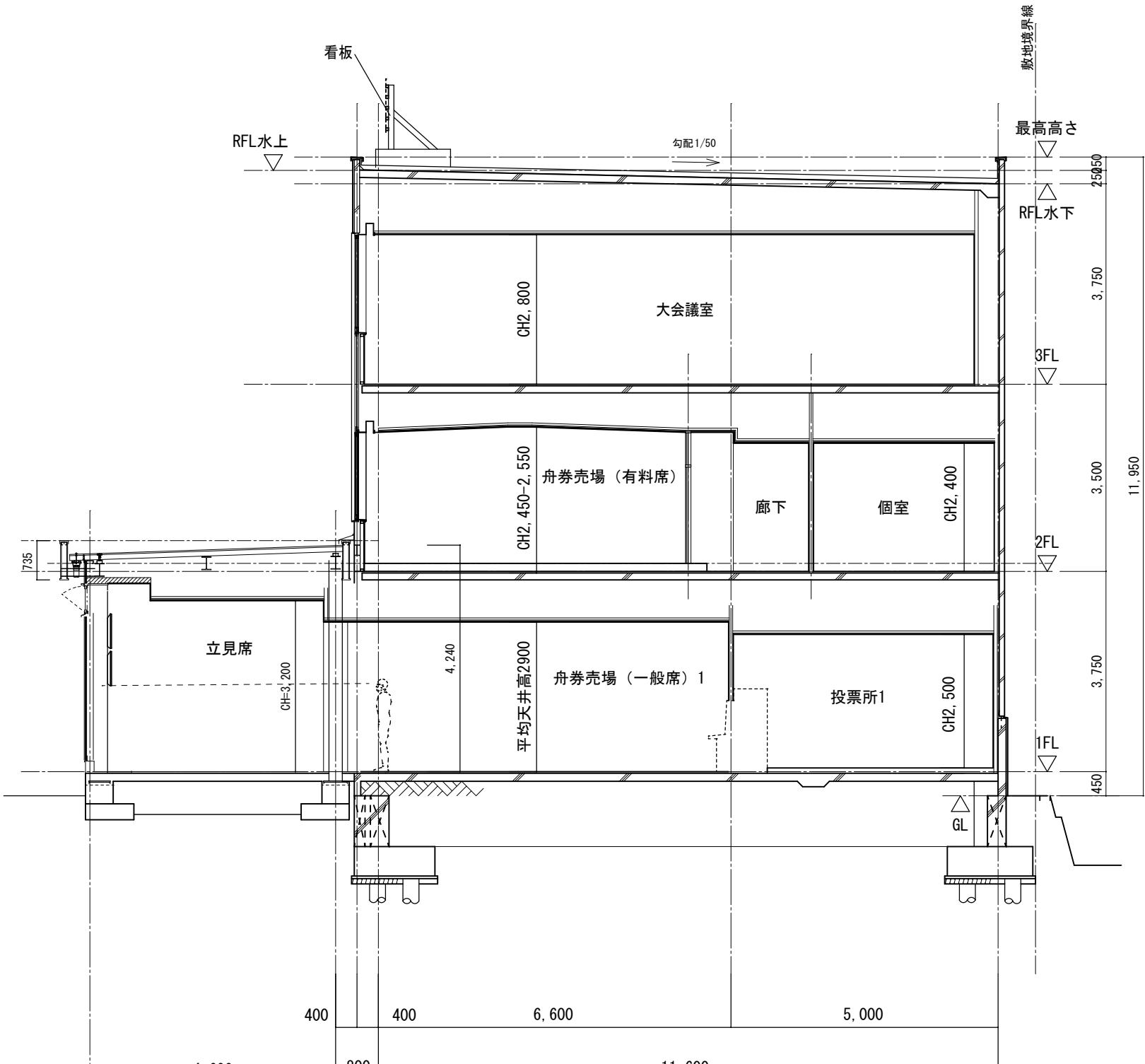
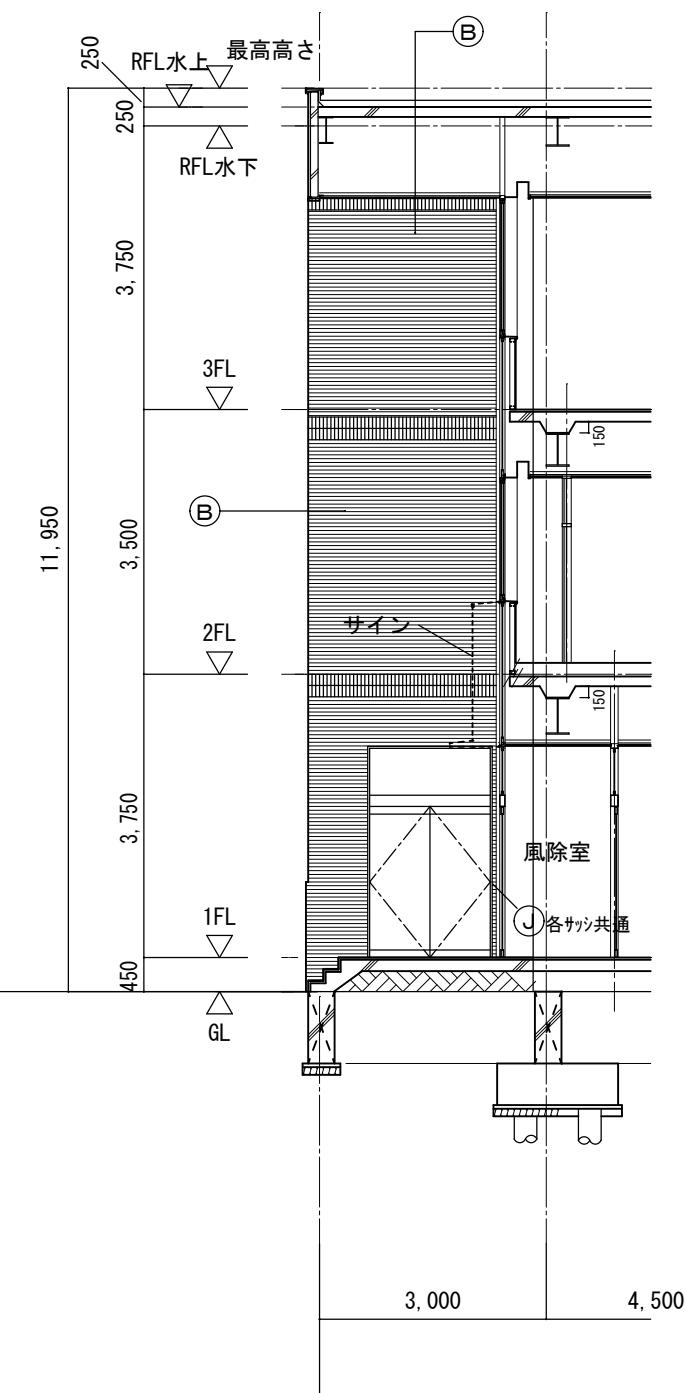
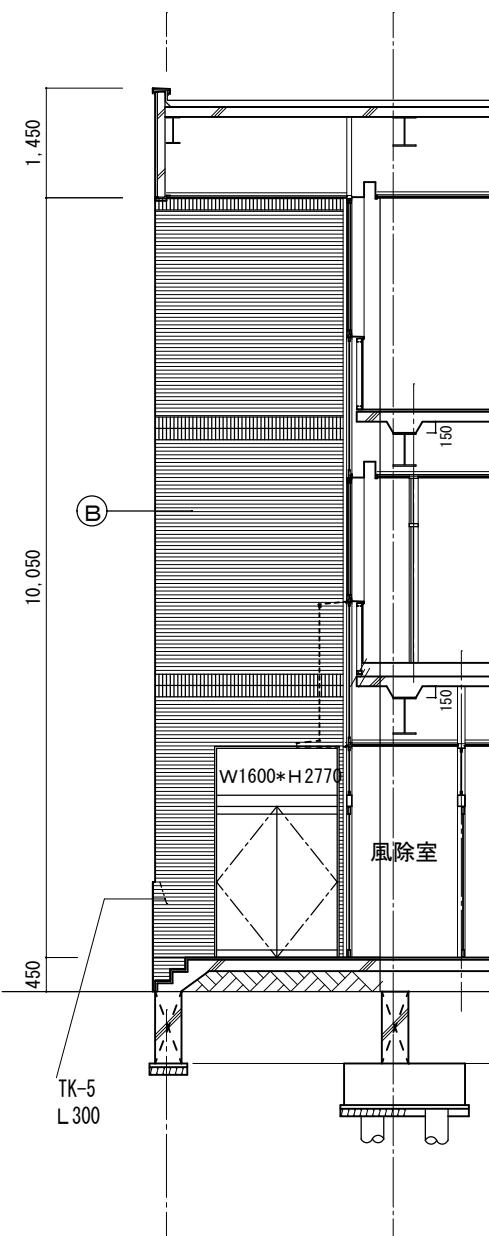
* 図示は、1階目視可能部のみ調査の参考図面

工事仮設足場設置後、外壁全面の調査を行い、調査図面作成後、

施工内容を協議の上決定の後、補修工事を行うこと。



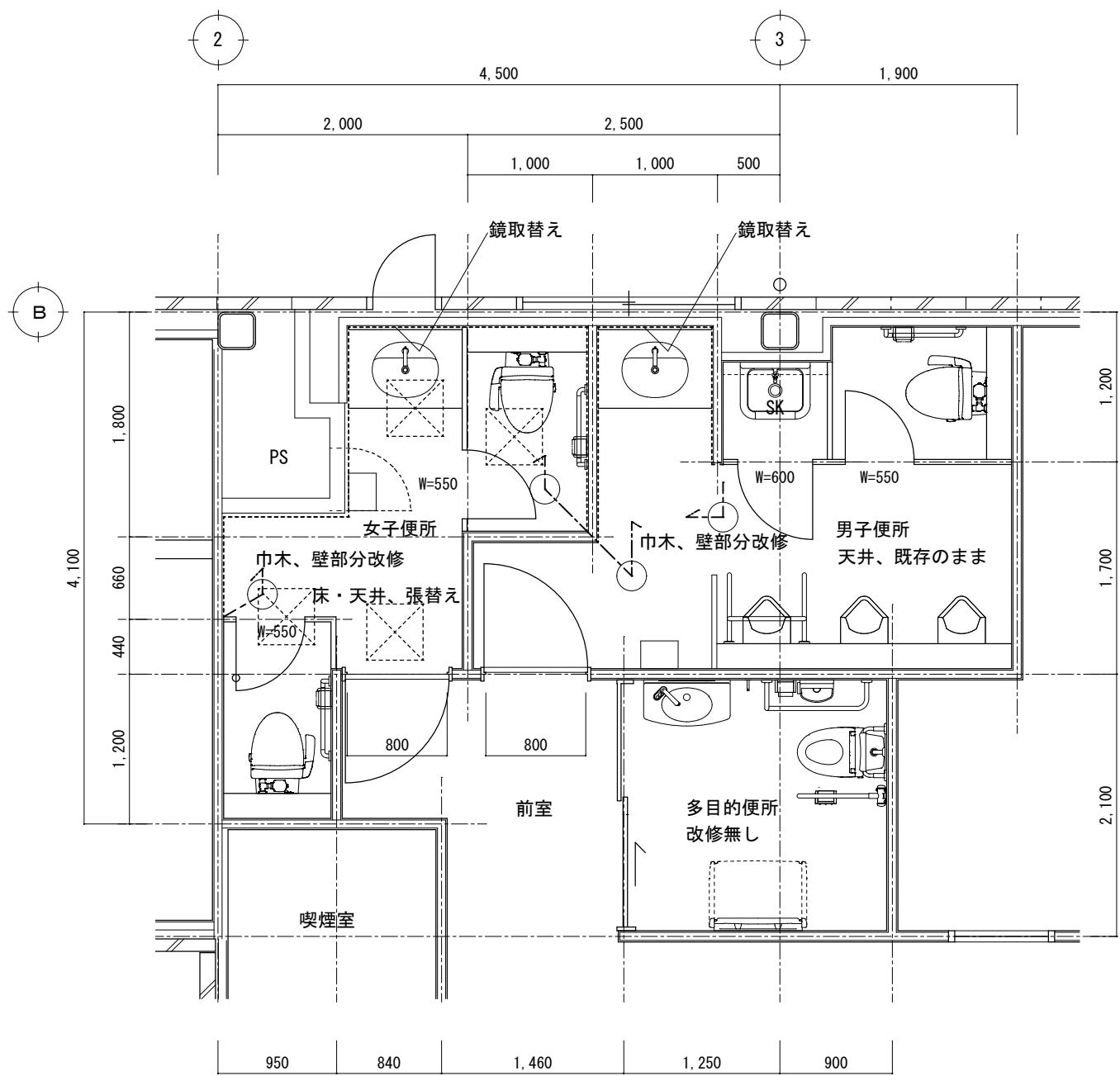
記号	仕上(既存)	仕上(改修後)	記号	仕上(新設)	仕上(改修後)
(A)	A L C版 t100タテ貼 吹付タイル	アクリルゴム系化粧防水材 クラック部下地挿動緩衝材塗布 既存目地シリング打ち替え、縦横共	(G)	既存排気口	排気口閉塞 鋼板張り ガルバリウム鋼板加工 t 0.4 四方シリング
(B)	A L C版 t100タテ貼 外装タイル貼	アクリルウレタン系化粧防水材 クラック部ひび割れ部下地処理	(H)	既存換気フード 養生	養生
(C)	コンクリート打放シ吹付タイル	アクリルゴム系化粧防水材 クラック部下地挿動緩衝材塗布 ALC取合い部シリング打ち替え	(I)	既存配管・電気、給水 養生	養生
(D)	タテ樋 塩ビ VP 100φ・塩ビ製集水器 撤去	タテ樋 塩ビ製 ガラ VP 100φ・塩ビ製集水器 新設 既存ドレイン管 鉄部 DP塗装	(J)	既存サッシ	既存サッシ、ガラス止、打ち替え
(E)	アルミ笠木 撤去	アルミ笠木 W200 新設	(K)	既存サッシ (ガラス止め損傷サッシ)	ガラス止、シリング打ち替え
(F)	SUSタラップ	既存のまま		アルミ製 目隠しフェンス H=2000 新設設置、基礎共	



現況東面立面図 1/100

東面立面図・改修後 1/100

断面図 1/100

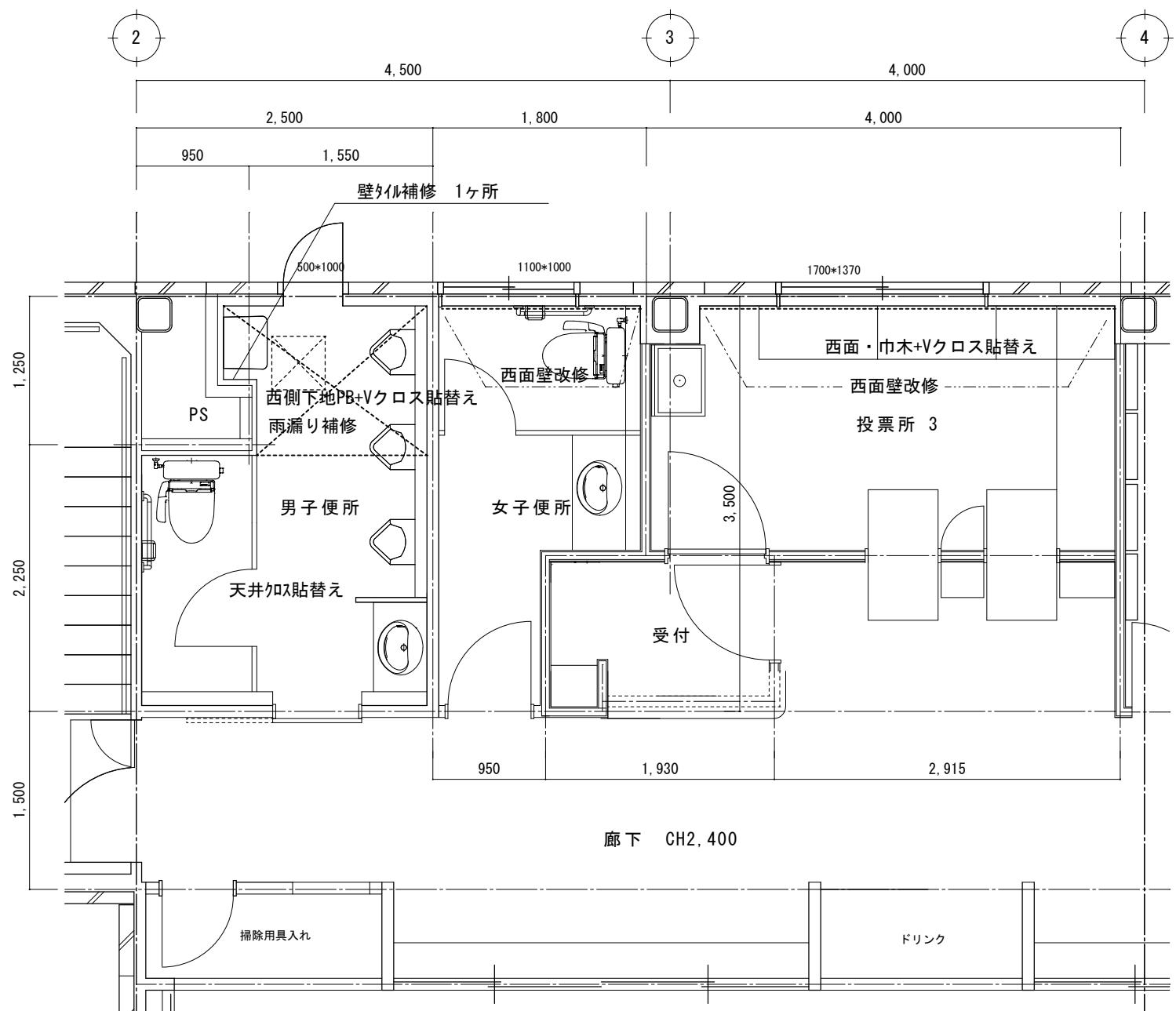


1階改修部 平面詳細図 1/50



残置天井点検口を表示
天井扇、DW、残置

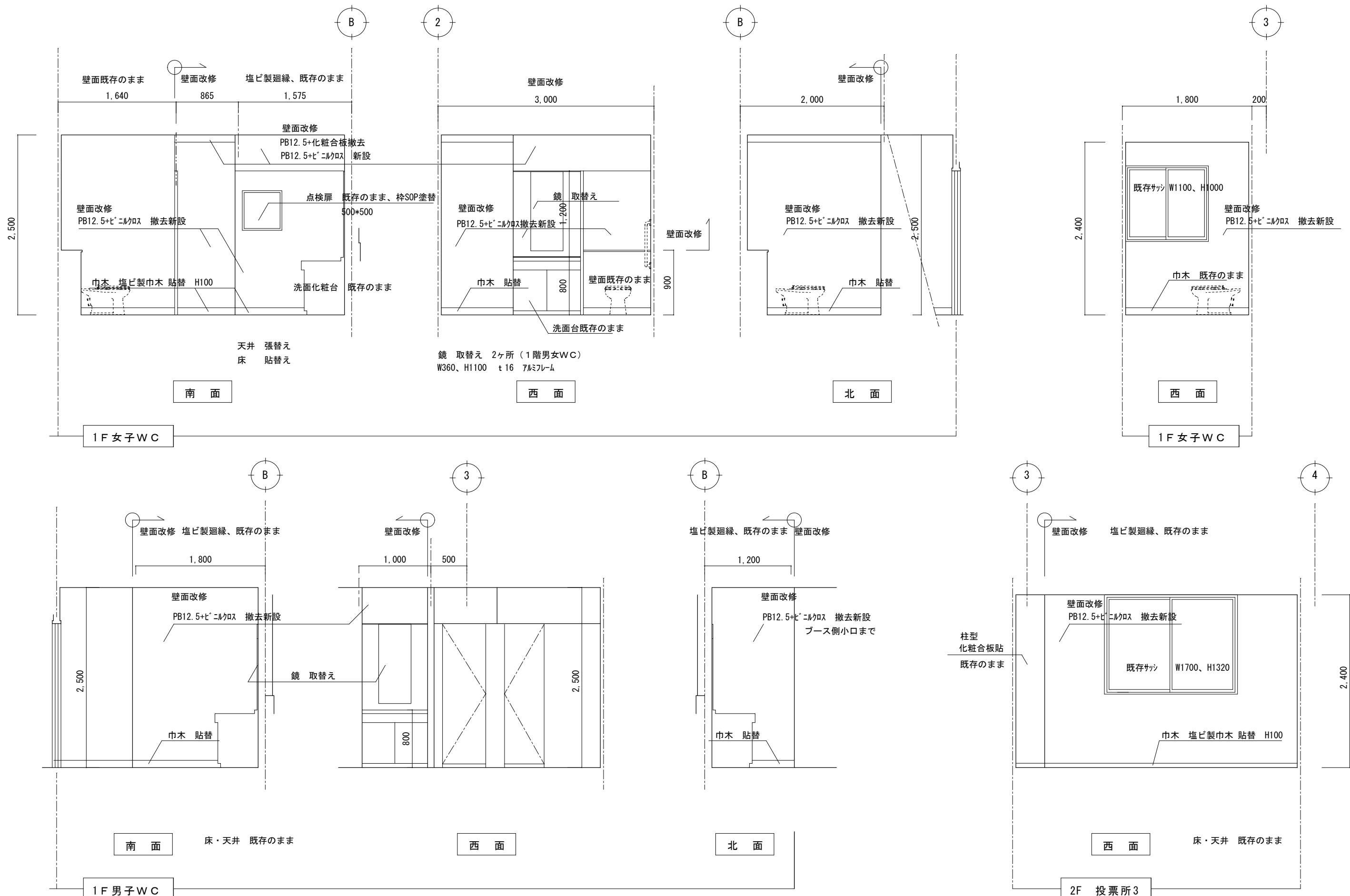
男子便所 壁部分改修
女子便所 床、天井 改修 壁部分改修

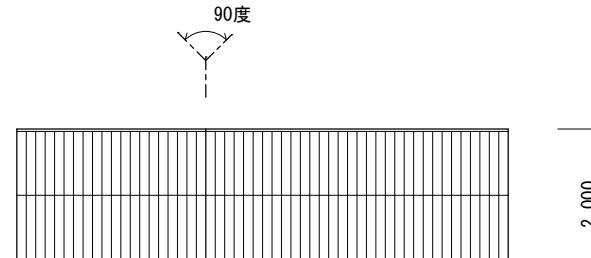


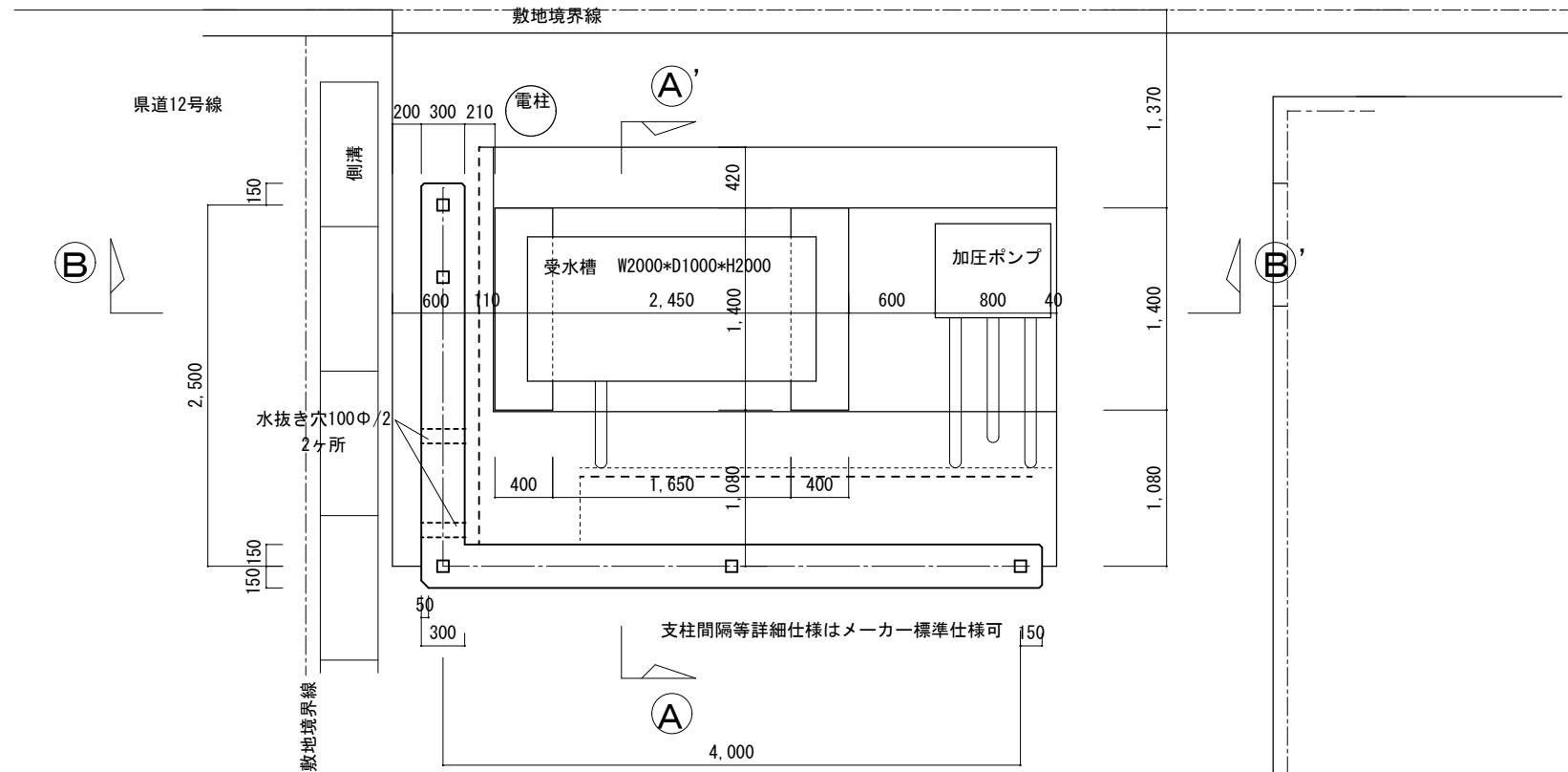
2階改修部 平面詳細図 1/50



残置天井点検口を表示
天井扇、直付照明器具、残置
男子便所 天井、改修 壁 タイル補修
女子便所 壁仕上、部分改修
投票所 3 壁仕上、部分改修

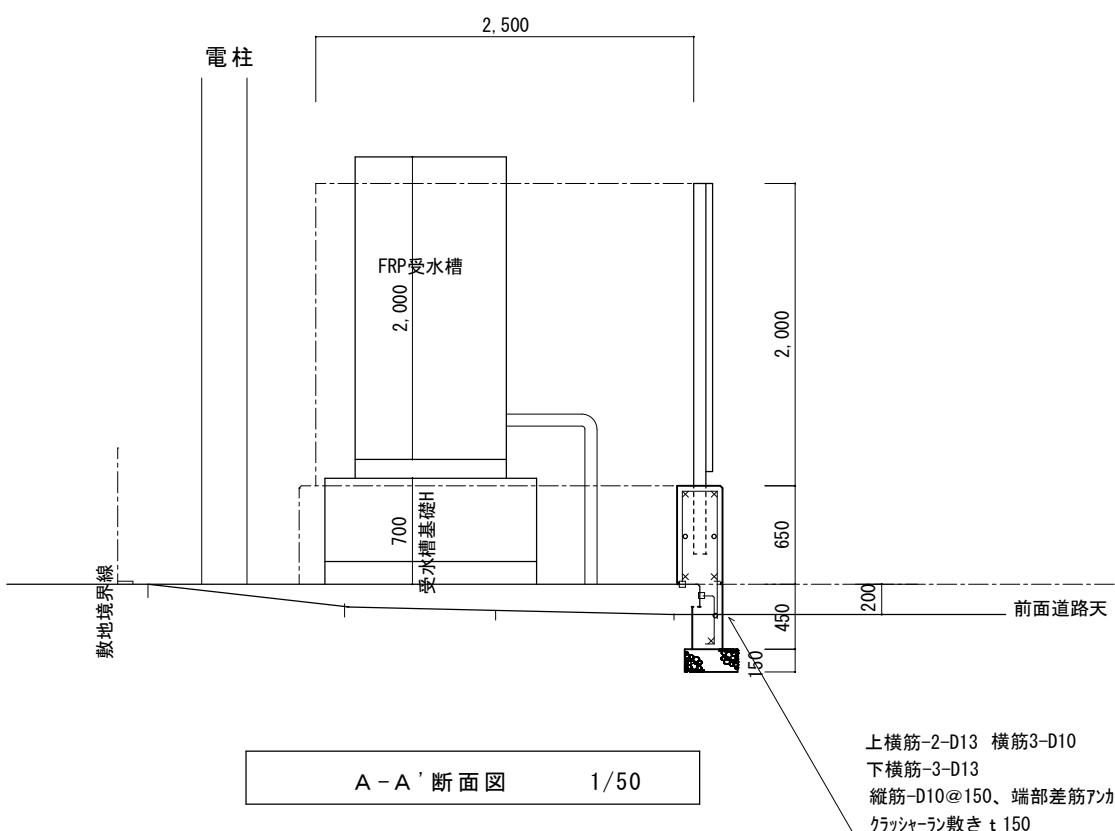


名 称	目隠しフェンス	
形 状		
設置位置	受水槽 目隠し	1ヶ処
参考品番	G T F 8型	・四国化成
材質等	アルミカラー/アルミ押出形材	標準付属品共
その他	耐風圧強度 風速 $Vo=36m/S$ 以上	支柱間隔等詳細仕様はメーカー標準仕様可

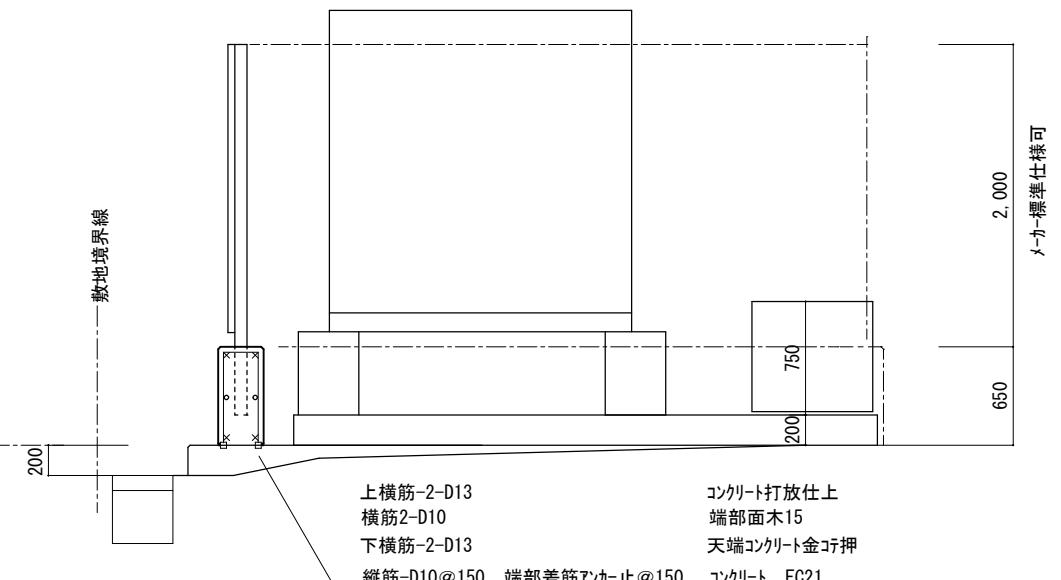


設置位置は現地確認の上施設管理者と協議、要

目隠しフェンス平面図 1/50



A-A'断面図 1/50



B-B'断面図

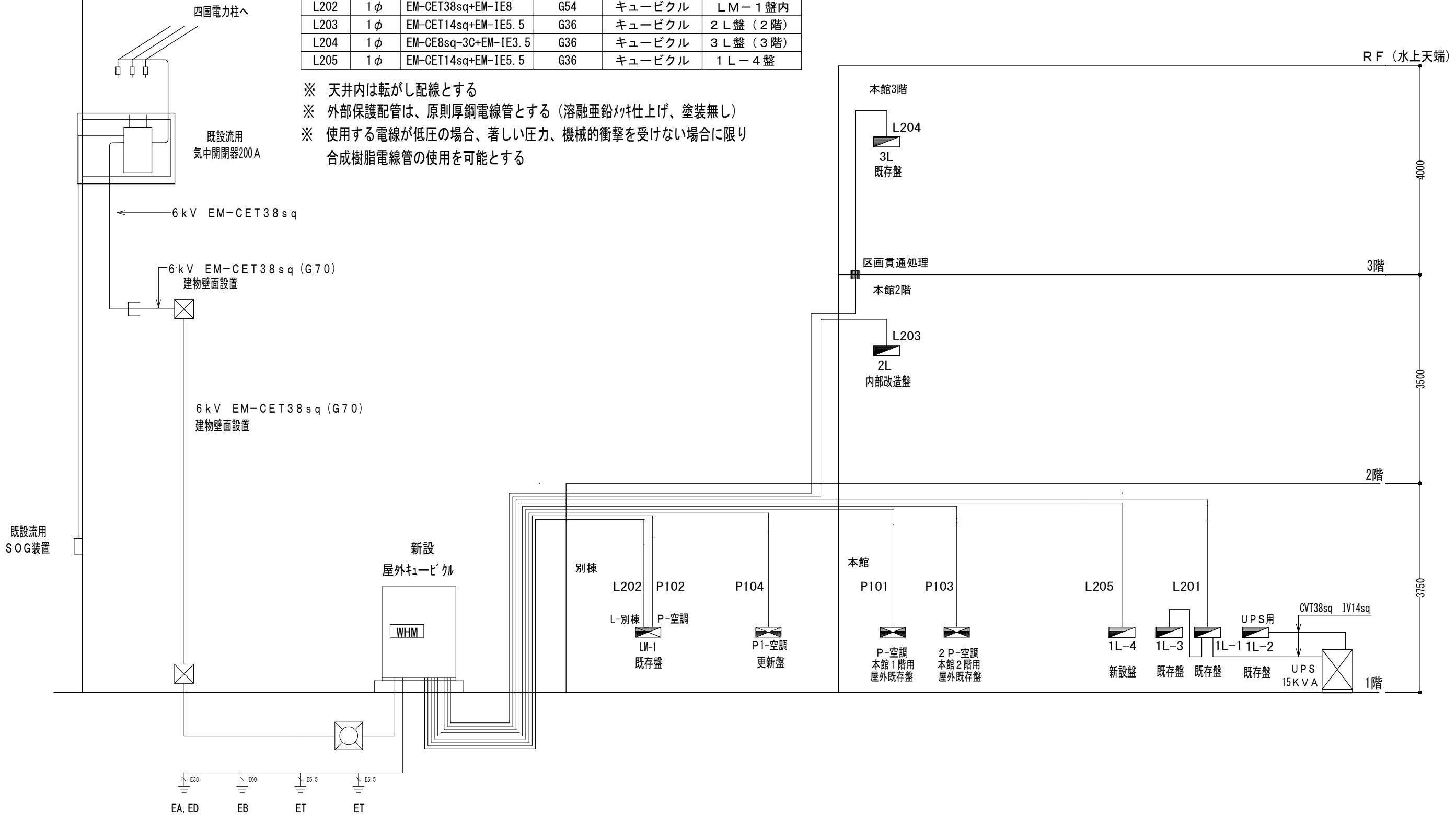
幹線リスト

幹線No.	種別	配線	配管	自	至
P101	3φ	EM-CET22sq+EM-IE8	G42	キューイクル	P-空調盤
P102	3φ	EM-CET14sq+EM-IE5.5	G36	キューイクル	LM-1 盤内
P103	3φ	EM-CET38sq+EM-IE8	G54	キューイクル	2P-空調盤
P104	3φ	EM-CET100sq+EM-IE14	G70	キューイクル	P1-空調盤
L201	1φ	EM-CET60sq+EM-IE14	G54	キューイクル	1L-1 盤
L202	1φ	EM-CET38sq+EM-IE8	G54	キューイクル	LM-1 盤内
L203	1φ	EM-CET14sq+EM-IE5.5	G36	キューイクル	2L 盤 (2階)
L204	1φ	EM-CE8sq-3C+EM-IE3.5	G36	キューイクル	3L 盤 (3階)
L205	1φ	EM-CET14sq+EM-IE5.5	G36	キューイクル	1L-4 盤

※ 天井内は転がし配線とする

※ 外部保護配管は、原則厚鋼電線管とする（溶融亜鉛メッキ仕上げ、塗装無し）

※ 使用する電線が低圧の場合、著しい圧力、機械的衝撃を受けない場合に限り
合成樹脂電線管の使用を可能とする

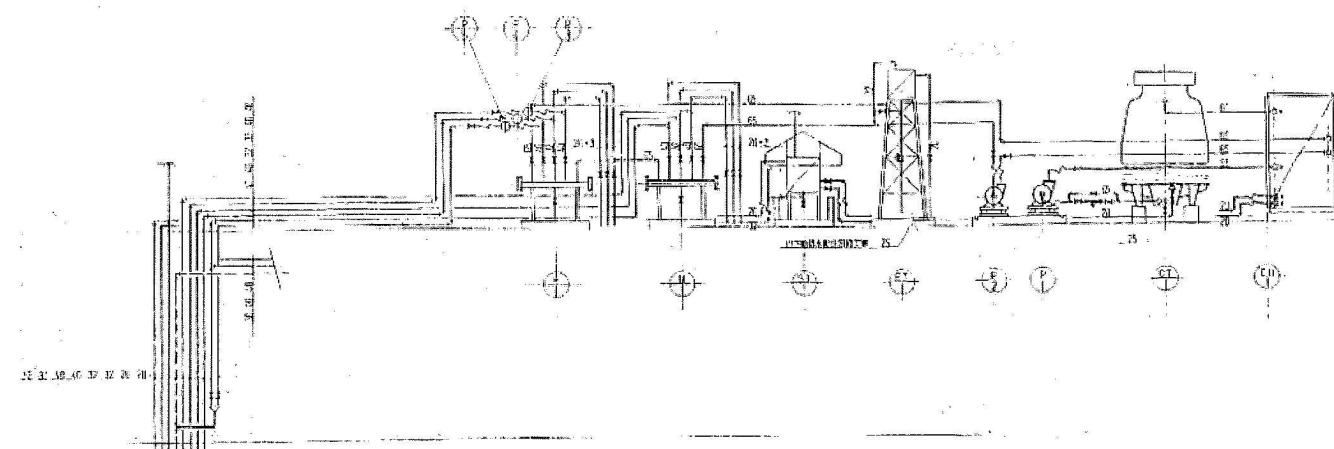


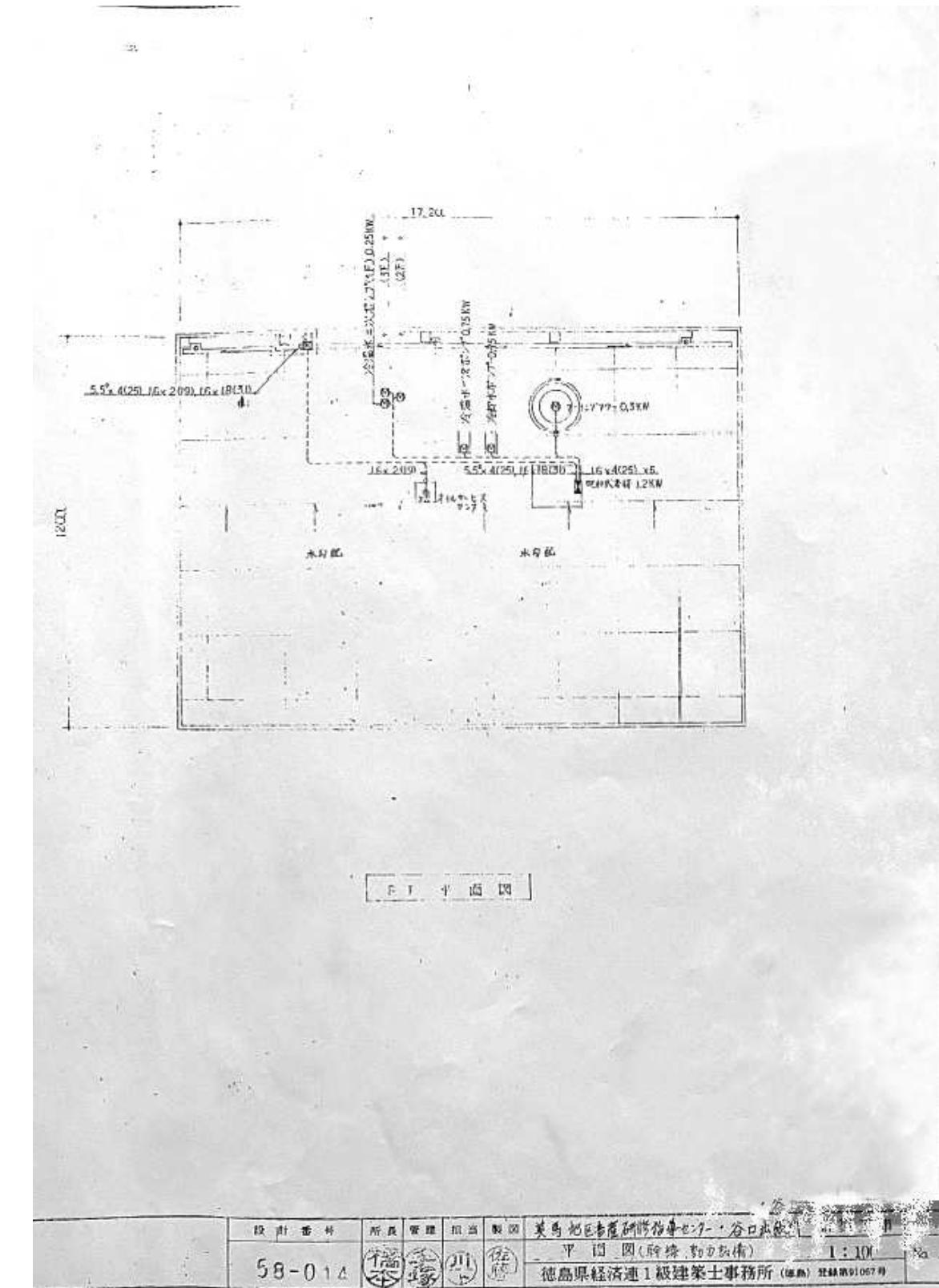
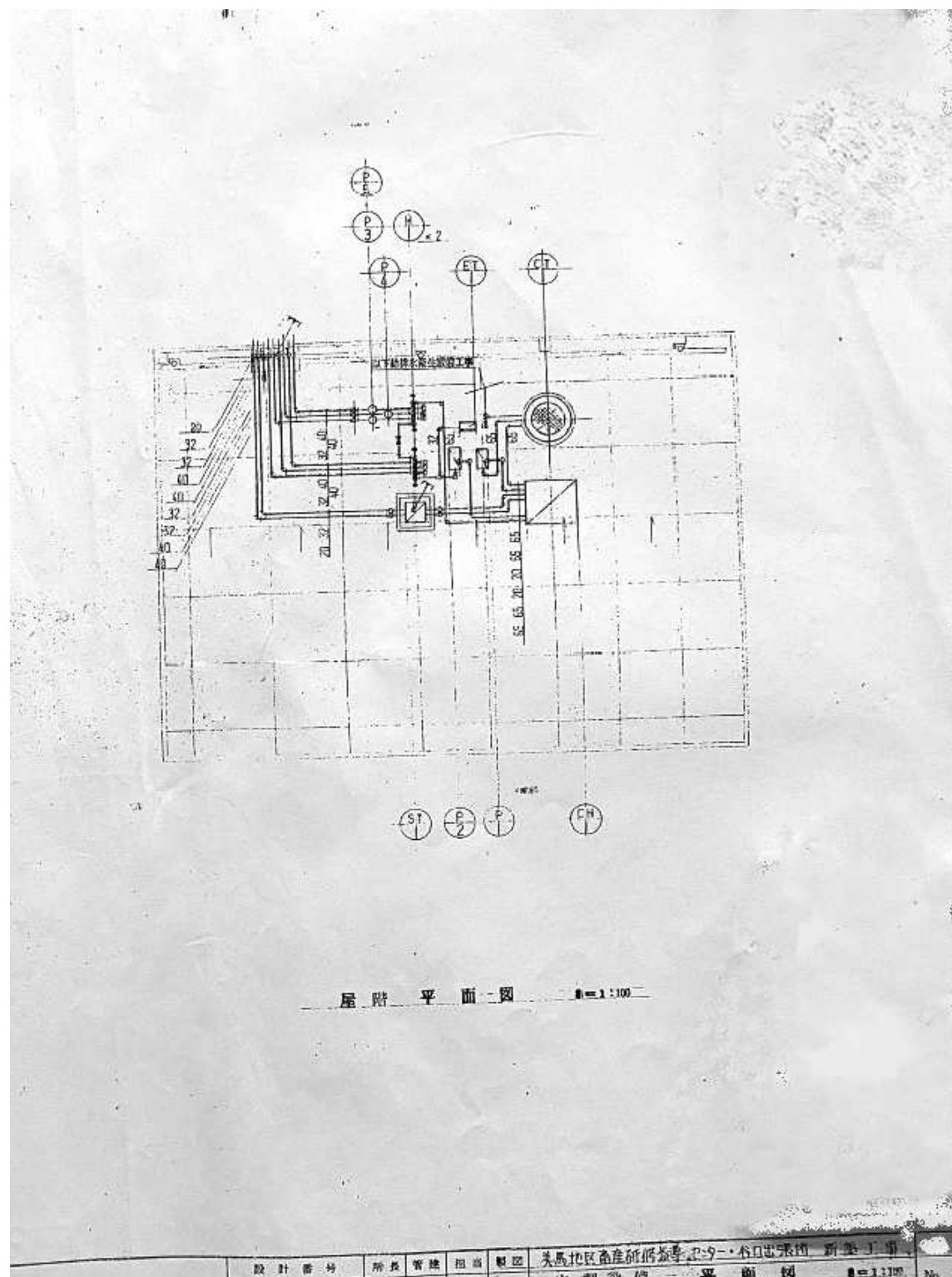
特記仕様書

事項 1 木工事は特記仕様書並びに日本建築協会監査員監修工事共通仕様書に基づく実行計画 並びに規則に準拠し担当係員の指示に従い完全に施工すること。	
2 木工事施工上当面工前に必ず施工圖、承認図を提出し係員の承認を得て施工すること。	
3 水引垂紙工事に必要な関係官庁への手続、申請等は請負人が代行し、併に併用料は 請負人の負担とする。	
4 事前に同種部門上充分な打ち合せを行って工事並上支障がないようにすると共に整備 する箇所等工事完成後は必ず工事と混じる箇所については作業と協議の上整備し工事の上	
工具 項目 1. 機密設備工事 2. 配管設備工事 3. 機器設備工事	
使用 材料 冷温水管 耐熱塗化ビニールラミンフ銅管 (HTLP) 冷却水管 硬質塗化ビニールラミンフ銅管 (VLP)白 ドレン管 硬質塗化ビニール管 (VP) タクト 亜鉛引鍵板 冷媒管 脱酸銅管 (機器標準付属配管配線セット式)	
使用機器 冷却機器 矢崎 タイキン 三菱電機 三洋 康豊 ポンプ類 川本 エバラ 日立 送風機 東京 エバラ 日立 年輪 豊洋 北澤 三吉	
その他の 1. 吹出口、吸込口、排気ガラリはアルミ製とする(ファンコロニード用の吹出口、吹込み口を含む) 2. ウォーターチラー、クーリングタワー、温水ヘッダーの出入口にはハイメタル式温度計を 取付ける事 3. ファンコロニードには放熱器、トーンコートを取付の事 4. オイルタッパ等の設置と共に請負工事に打てる申請等は請負業者が代行し、費用は 本工事に含むものとする	

機器表

記号	名 称	品番	仕 様
CH	ウォーター タワー	CH-D6000	冷却能力 50400kcal/h 加熱能力 55100kcal/h 燃料油熱量 7.76kcal/min パーパー 1.2kW 水も除止スイッチ (電機操作ボルトス(水温水温センサ含む)×3個 コンクリート基礎共 3%×200V (電機操作ボルトス(水温水温センサ含む)×3個 コンクリート基礎共 3%×200V 冷却能力 115,580kcal/h フラフ 0.3kw フランジ 基礎共
CT	クーリングタワー	CT-D6000L	(冷却ポンプ) 50Φ x 276L/min x 9m x 0.75kw, 逆時 連成計 コンクリート基礎 全出力用オーバル型(ステンレス製カバー共) 防寒床台(0.8m共)
P	冷温水	F-506-110.75	50Φ x 216L/min x 10m x 0.75kw (冷却ポンプ) 32Φ x 85L/min x 8m x 0.25kw スラング製モートルカバー共
P	冷温水	P-326-0.25T	25Φ x 45L/min x 5m x 0.25kw 32Φ x 85L/min x 7m x 0.25kw 共
P	オイルポンプ	D4-206 -AH0.4T	(油車ポンプ) 20Φ x 20L/min x 30m x 0.4kw 機式オイルストレーナー 20A コンクリート基礎共
OT	オイルタンク	490L	(地下埋設型) 600L x 1600L 耐圧 3.27 鋼板 4mm フラフ 600Φ コンクリート 600Φ 自動液面計(浮子式) R.2% 檢査口 フラフ 2ヶ所、防寒床台(0.8m共) (鋼板製タンク)
ST	オイルサービス	200L タンク	600 x 600 x 400Φ x 3.7m 鋼台 500Φ コンクリート基礎 油油槽、屋外防雨カバー、プロトスライド共 (ステンレス製 9.37)
TL	脳脳タンク	70L	500 x 300 x 500Φ x 1.32 鋼台 2200Φ コンクリート基礎 荷重工事 ポーリング 20A共
TR	ファンコイル ユニット	YCR-600N	(天井埋込式) 吸気能力 3200L/min 吸排能力 5400L/min フランジ 100Φ/min 吸出口、吸込口、接続ダクト、リモコンスイッチ共 1Φ x 100V
TR	YCR-800		7350L/min 11030L/min 110W x 22.5/min 9 (天井埋込式) 100Φ x 1200L 各種取出口 保溫ラッキンフ工事共 2
AC	温水ヘッダー		(配管用温度計内蔵管製) 100Φ x 1200L 各種取出口 保溫ラッキンフ工事共 2
AC	ルームエアコン	SRF- -2211JD2H	(床型) 冷房能力 2240kcal/h 除湿能力 3800kcal/h 正弦波 0.75kw 電動機 0.7-0.8kw フランジ W(17W(4), 21W(9)) 室内空調部底面直線セッティングコンクリート基礎、木台共 1Φ x 100V (消費ドット式送風機)
AC	排気ファン	LU251	250Φ x 11.5m ³ /min x 7m x 28 x 60W 2
AC	LU316		315Φ x 22.5m ³ /min x 3m x 48 x 100W 2





鳴門市企業局ポートレース事業課	工事名	オラレ美馬外壁等改修工事	縮尺	M.T.S. プラン	図面 No.
	図面名	既存参考図・R階平面図	年.月.日		

徳島県鳴門市大麻町萩原字川原/上38番地
1級建築士事務所 徳島県知事登録第21040号 一級建築士 森 茂代 第188857号

W-2